



# 信濃町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年3月改訂版

みんなでつくる ふるさと しなのまち

長野県 信濃町

# 目 次

1	基本的な事項	1
(1)	町の概況	1
ア	自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要	1
イ	過疎の状況	1
ウ	社会経済的発展の方向	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
表 1-1 (1)	人口の推移（国勢調査）	4
表 1-1 (2)	人口の推移（住民基本台帳）	5
表 1-1 (3)	人口の見通し	6
表 1-1 (4)	産業別人口の動向（国勢調査）	6
(3)	行財政の状況	8
ア	行政の状況	8
イ	財政の状況	8
表 1-2 (1)	財政の状況	9
表 1-2 (2)	主要公共施設等の整備状況	11
(4)	地域の持続的発展の基本方針	11
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	12
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7)	計画期間	14
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	14
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	15
(3)	計 画	17
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	19
3	産業の振興	20

(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	23
(3) 計 画	26
(4) 産業振興促進事項	27
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	27
4 地域における情報化	28
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	29
(3) 計 画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
5 交通施設の整備、交通手段の確保	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	32
(3) 計 画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
6 生活環境の整備	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	41
(3) 計 画	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	49
(3) 計 画	54
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	55
8 医療の確保	56
(1) 現況と問題点	56
(2) その対策	56
(3) 計 画	57
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	57
9 教育の振興	58

(1) 現況と問題点	58
(2) その対策	60
(3) 計 画	62
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	63
10 集落の整備	64
(1) 現況と問題点	64
(2) その対策	64
(3) 計 画	64
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	64
11 地域文化の振興等	65
(1) 現況と問題点	65
(2) その対策	65
(3) 計 画	67
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	67
12 再生可能エネルギーの利用の推進	68
(1) 現況と問題点	68
(2) その対策	68
(3) 計 画	68
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	68
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	69
(1) 現況と問題点	69
(2) その対策	69
(3) 計 画	70
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	70
<b>【添付資料】事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分</b>	<b>71</b>

## 1 基本的な事項

### (1) 町の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要

当町は、長野県の北端、新潟県との県境に位置し、東に飯山市、中野市、西に長野市、南に飯綱町、北に妙高市（新潟県）の4市1町と隣接しています。

町の総面積は149.3 km<sup>2</sup>と広く、標高が700m前後で、東西約16.7km、南北約11.4kmのほぼ横長の形をしており、風光明媚な高原盆地帯を形成しています。

標高が高いために、年平均気温は11℃前後と低く、夏は涼しく過ごしやすい反面、冬の積雪は町の南部でも1m以上、北部では2m以上にも及びます。昼夜の温度差が大きく、春から夏にかけては霧が多く発生します。

また、湖底発掘で知られる野尻湖（面積4.43 km<sup>2</sup>、周囲約15.6km）や、スキー場及びコスモス園で知られる黒姫高原（標高約800m）など、自然資源に恵まれた地域でもあります。

当町の歴史は、昭和28年に国の市町村合併促進法が公布されたことに伴い、当時、地勢的・経済的に密接な関係を有していた北山部四村（柏原村・富士里村・信濃尻村・古間村）が合併協議を始め、昭和30年7月1日に柏原村と富士里村の2村が合併して信濃村となり、さらにその翌年昭和31年9月30日には、信濃尻村、古間村と合併し「信濃町」が誕生し、現在に至っています。

町を南北に縦断するしなの鉄道北しなの線と国道18号を基幹として、黒姫駅、古間駅を中心に放射状に信濃信州新線や長野信濃線などの主要地方道や一般県道が伸び、周辺市町と結んでいます。また、上越市から長野市を経て首都圏へとつなぐ上信越自動車道の信濃町インターチェンジがあり、令和元年には信濃町インターチェンジから上越ジャンクション間が全線4車線化となり、北陸地方からのアクセスも改善されました。また、平成27年3月に開業した北陸新幹線（長野～金沢間）によって首都圏からの往来もしやすくなり、首都圏や関西圏などの都市部との地域間交流が行われています。

主たる産業は、山々に囲まれた平坦地における水田を中心とした農業と、豊かな自然環境（黒姫・野尻湖・斑尾等）や、歴史的・文化的遺産（ナウマンゾウ・俳人小林一茶等）を生かした観光が経済活動の主軸を担っていましたが、農業においては、若者の流出や農業者の高齢化による担い手不足が深刻化しています。また、観光においては、景気の緩やかな回復とともに当町に訪れる観光客数も増加の兆しが見られましたが、近年は観光の地域間競争が激しく、観光入込客数、観光消費額ともに横ばいとなっており、観光産業の厳しい経営環境は続いています。

#### イ 過疎の状況

昭和30年代以降、日本経済の高度成長に伴い、農山村地域から都市地域に向けて、若者を中心に大幅な人口移動が起きました。

当町においても、発足間もない昭和35年当時には国勢調査人口が13,703人でありましたが、平成17年にと1万人を割り込み、平成27年には8,461人（人口減少率38.25%）となり10年間で1,500人近くと非常に速い速度で人口減少が進行しています。

また、年々少子高齢化も進み、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えているため、産業の担い手不足、集落の機能低下等、地域社会においてあらゆる面で活力の低下を招いています。

当町は、平成22年4月1日施行の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、過疎地域の追加要件である人口要件（昭和35年から平成17年の45年間の人口減少率と高齢者比率）と財政力要件（平成18年度から平成20年度の3箇年平均の財政力指数）がともに該当になり、平成22年度から過疎地域に指定されました。

指定後の平成22年度から、地域の自立促進を目指し、農業、林業、観光を中心とした産業の振興、地域公共交通の確立、インフラの更新・維持管理や公営住宅整備などの生活環境の整備、福祉施策、教育施策など人口減少に歯止めをかける施策を、ハード事業とソフト事業両面にわたって包括的に推進してきました。

近年はテレワーク施設整備やワーケーションの取組、生活環境の充実など各分野において年次的に事業を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって地域活性化が停滞し、人口減少に歯止めをかけるには至らず、多数の課題が山積されている状況にあります。

このような状況に鑑み、令和元年に策定された第6次長期振興計画（令和2年度～令和11年度）及び「信濃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、その他各種関連施策と整合を図りながら、目指すまちの姿「対話と協働」により地域の持続的発展を図っていく必要があります。

## ウ 社会経済的発展の方向

当町の急激な人口減少は、地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負の連鎖が懸念され、住民の経済力低下から地域社会の基盤を維持することが困難な状況に繋がる恐れがあります。

その一方で社会構造の変容、価値観や生活様式の違いによる住民ニーズの多様化に対応するためには、地域社会における経済発展が地域の支えとしてますます重要となります。

町の基幹産業と言える農業や観光については、高齢化や後継者不足等により停滞傾向が続き、それを打破するために農業と観光業の連携といった異業種の事業者同士の連携を推進しています。具体的には、農家民泊の取組や、森林セラピーと観光産業を結び付けた取組、地元産木材を利用した住宅建築促進といった異業種間連携による新たな産業や雇用を生み出す取組を行っています。

また、移住定住や企業誘致に向けた施設等の利用促進や、癒しの効果が高い森林セラピー事業といった新たなニーズへの対応の取組、森林資源の活用による新たな事業の創出、信濃町ノマドワークセンターを活用した新たな創業や人材育成に取り組んでいます。

今後も、ますます日常生活圏域が広域化する中で、町の自然や立地条件、風土を生かして、近隣市町村との交流はもちろんのこと、都市や企業との交流や、国際的な交流をも深めることで地域産業の発展へと繋げて、町内での地域経済の循環を進める必要があります。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

平成 27 年国勢調査による当町の人口は 8,461 人であり、昭和 35 年の 13,703 人と比較し 38.3%もの大幅な減少となり、減少傾向に歯止めがかからない状況が続いています。平成 27 年の年齢別の人口構成を見ると、年少人口（0 歳～14 歳）が 824 人、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 4,342 人、高齢者人口（65 歳以上）が 3,295 人で、人口に占める割合は、年少人口が 9.7%、生産年齢人口が 51.3%、高齢者人口が 38.9%となっています。また、若年者の人口（15 歳～29 歳）が占める割合は 8.8%となっています。年少人口と生産年齢人口は減少し続け、高齢者人口は増加し続けており、まさに少子高齢化の加速が進んでいるのが分かります。

住民基本台帳による当町の男女別の構成比は、平成 12 年は男性 48.4%、女性 51.6%で、令和 3 年は男性 49.6%、女性 50.4%となり、男性が 1.2%増えています。

産業別人口の動向では、平成 7 年に上信越自動車道の工事に伴って現場事務所の従業者が一時的に増加したことにより就業人口が若干増加しましたが、その他は減少傾向にあり、昭和 35 年から平成 27 年までの間に 35.6%減少しています。特に第一次産業の就業人口の比率が、昭和 35 年に 60.0%であったものが、平成 27 年には 16.8%と大幅に減少しています。一方、第二次産業の就業人口の比率は 17.5%から 29.6%へ、第三次産業の就業人口の比率は 22.5%から 40.4%へ増加しており、農業従事者が大幅に減少し、製造業やサービス業等の従事者が増加しています。

農業従事者の減少は、農業従事者の高齢化や担い手不足が要因といえます。また、第三次産業の中でも、商業従事者が大幅に減少しており、消費が町外大型店へ流出したことや、消費者ニーズの多様化、担い手不足等によって、地元の商店数が大幅に減少していることが伺えます。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 13,703		人 12,980	% △5.3	人 12,301	% △5.2	人 12,405	% △2.1	人 11,857	% △1.6
0 歳～14 歳	4,635		3,624	△21.8	2,876	△20.6	2,629	△8.6	2,516	△4.3
15 歳～64 歳	8,186		8,372	2.3	8,326	△0.5	8,114	△2.5	7,811	△3.7
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,789		2,836	1.7	2,784	△0.2	2,548	△8.5	2,143	△15.9
65 歳以上 (b)	882		984	11.6	1,099	11.7	1,302	18.5	1,530	17.5
(a)/総数 若年者比率	% 20.4		% 21.8	—	% 22.6	—	% 21.2	—	% 18.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 6.4		% 7.6	—	% 8.9	—	% 10.8	—	% 12.9	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,909	% 0.4	人 11,552	% △3.0	人 11,355	% △1.7	人 10,391	% △8.5	人 9,927	% △4.5
0 歳～14 歳	2,405	△4.4	2,018	△16.1	1,617	△19.9	1,280	△20.8	1,113	△13.0
15 歳～64 歳	7,716	△1.2	7,347	△5.9	7,131	△2.9	6,253	△12.3	5,813	△7.0
うち 15 歳 ～ 29 歳 (a)	1,875	△12.5	1,840	△1.9	1,795	△2.4	1,565	△12.8	1,227	△21.6
65 歳以上 (b)	1,788	16.9	2,187	22.3	2,607	19.2	2,858	9.6	3,001	5.0
(a)/総数 若年者比率	% 15.7	—	% 15.9	—	% 15.8	—	% 15.1	—	% 12.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 15.0	—	% 18.9	—	% 23.0	—	% 27.5	—	% 30.2	—



区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,238	% △6.9	人 8,461	% △8.4
0 歳～14 歳	1,002	△10.0	824	△17.8
15 歳～64 歳	5,155	△11.3	4,342	△15.8
うち 15 歳 ～ 29 歳 (a)	911	△25.8	747	△18.0
65 歳以上 (b)	3,081	2.6	3,295	6.9
(a)/総数 若年者比率	% 9.9	—	8.8	—
(b)/総数 高齢者比率	% 33.4	—	38.9	—

表 1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 10,907	—	人 10,424	—	% △4.4	人 9,703	—	% △6.9
男	人 5,274	% 48.4	人 5,042	% 48.4	% △4.4	人 4,698	% 48.4	% △6.8
女	人 5,633	% 51.6	人 5,382	% 51.6	% △4.5	人 5,005	% 51.6	% △7.0

区 分	平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 8,984	—	% △1.6	人 8,037	—	% △10.5
男 (外国人住民除く)	人 4,385	% 48.8	% △1.9	人 3,992	% 49.7	% △9.0
女 (外国人住民除く)	人 4,599	% 51.2	% △1.3	人 4,045	% 50.3	% △12.1
参 考	男 (外国人住民)	21	—	39	—	—
	女 (外国人住民)	40	—	39	—	—

区 分		令和3年3月31日		
		実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 7,916	—	% △1.5
男 (外国人住民除く)		人 3,925	% 49.6	% △1.7
女 (外国人住民除く)		人 3,991	% 50.4	% △1.3
参 考	男 (外国人住民)	45	—	—
	女 (外国人住民)	50	—	—

表 1-1(3) 人口の見通し（第6次長期振興計画の人口推計）

区 分	令和4年	令和9年	令和11年	令和14年	令和19年	令和22年	令和24年
信濃町人口	人	人	人	人	人	人	人
総数	7,656	6,986	6,689	6,244	5,537	5,061	4,743
65歳以上	3,681	3,614	3,541	3,430	3,265	3,082	2,961
15～64歳	3,385	2,920	2,732	2,450	1,984	1,727	1,556
0～14歳	589	452	417	363	287	251	227

表 1-1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,959	人 7,072	% 1.6	人 7,155	% 1.2	人 6,874	% △3.9	人 6,804	% △1.0
第一次産業 就業人口比率	% 60.0	% 51.2	—	% 43.8	—	% 32.5	—	% 25.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 17.5	% 22.7	—	% 26.0	—	% 32.0	—	% 34.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 22.5	% 26.1	—	% 30.2	—	% 35.5	—	% 40.2	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,779	% △0.4	人 6,549	% △3.4	人 6,641	% 1.4	人 5,658	% △14.8	人 5,287	% △6.6
第一次産業 就業人口比率	% 21.9	—	% 17.9	—	% 13.9	—	% 14.1	—	% 16.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 37.9	—	% 37.7	—	% 37.7	—	% 32.9	—	% 28.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 40.2	—	% 44.4	—	% 48.4	—	% 53.0	—	% 54.7	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,625	% △12.5	人 4,484	% △3.0
第一次産業 就業人口比率	% 13.5	—	% 16.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 27.2	—	% 29.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 59.3	—	% 40.4	—

### (3) 行財政の状況

#### ア 行政の状況

行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、指定管理者制度等を含めた民間活力の積極的な導入を図ってきました。また、令和2年度から財務会計システム、人事給与システムの共同利用による事務効率化及びコスト削減に取り組んでいます。これまで長野地域連携中枢都市圏、長野広域連合、北信保健衛生施設組合・北部衛生施設組等の一部事務組合、しなの鉄道沿線自治体など、様々な分野の関係自治体との広域連携を行ってきました。

これからの行政運営では、限られた予算と人員を有効に活用し、より高い成果を追求していくことが求められます。具体的には、町民とのコミュニケーションを活性化させ事業立案に結びつける仕組みの整備、優秀な人材の確保・育成や慣例にとらわれず成果を生み出す組織づくり、メリハリを付けた適切な予算措置による計画的で健全な財政運営を実践し、当町が持続的に発展していくための施策を推進する必要があります。

#### イ 財政の状況

当町の財政状況は、基金残高の所要額確保は図られているものの、一部を公共施設等整備による取り崩しで補うことを予定しています。また、町債残高は令和元年度以降減少傾向転じてはいますが、公債費においては令和4年度が償還ピークとなります。歳入においては、個人所得及び固定資産税の減少等により、町税収入は減少を続けています。

また、地方交付税の原資となる国税収入の落ち込みの影響を受け、振替財源として多額の臨時財政対策債の発行を余儀なくされています。

歳出においては、扶助費等の社会保障経費や一部事務組合への負担金、下水道事業や病院事業等の公営企業会計への繰出金の増大により、経常収支比率(財政構造の弾力性を判断する指標)は、令和2年度決算では96.6%となり、財政構造の硬直化が進んでいます。また、公債費による財政負担の度合いを示す実質公債費比率については、県内及び全国町村平均を上回る高い水準で推移し、将来への負担割合を示す将来負担比率については、全国町村平均で推移しています。

このような中、統合により廃校となった小学校の跡地利用や医療及び保健施設等の整備、下水道事業等に係る老朽化した施設の更新など、町債を財源とした事業が予定されているため、各種財政指標に留意し、公債費負担の平準化や基金残高の確保など健全な財政運営に努めるとともに、行財政改革プラン及び信濃町公共施設等総合管理計画に沿って、事業の優先度、緊急性を見極め、更に財源確保に努め、「選択と集中」により事業の推進を図る必要があります。

表 1-2(1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	6,138,727	4,699,180	6,212,677	5,934,367
一般財源	4,942,306	3,690,415	3,465,015	3,746,188
うち地方税	1,578,674	1,321,469	1,254,703	1,204,568
うち地方交付税	2,421,698	1,838,666	2,127,598	2,470,206
国庫支出金	155,585	121,813	871,037	402,497
県支出金	231,996	206,155	304,432	395,353
地方債	402,900	251,800	812,100	640,300
うち減税補てん債	13,900	13,700	—	—
うち臨時財政対策債	—	202,700	340,600	240,000
その他	405,940	428,997	760,093	750,029
歳出総額 B	5,986,327	4,552,468	5,989,017	5,762,067
義務的経費	2,208,772	2,086,346	1,751,799	1,747,322
投資的経費	993,373	287,693	1,558,522	1,132,903
うち普通建設事業	990,226	287,293	1,533,960	1,126,133
その他	2,784,182	2,178,429	2,678,696	2,881,842
歳入歳出差引額 C (A－B)	152,400	146,712	223,660	172,300
翌年度へ繰越すべき財源 D	140,500	145,546	172,029	165,834
実質収支 C－D				
財政力指数	0.42	0.43	0.42	0.36
公債費負担比率	15.6%	17.7%	7.4%	4.3%
実質公債費比率	—	18.3%	16.3%	9.5%
起債制限比率	11.2%	11.5%	—	—
経常収支比率	75.1%	82.7%	80.9%	63.3%
将来負担比率	—	—	65.4%	36.5%
地方債現在高	5,834,860	4,474,769	3,506,415	4,072,996

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	5,818,936	5,535,566
一般財源	3,770,105	3,600,457
うち地方税	1,140,033	1,110,855
うち地方交付税	2,559,131	2,416,496
国庫支出金	372,245	272,016
県支出金	261,673	304,846
地方債	670,800	401,900
うち減税補てん債	-	
うち臨時財政対策債	220,000	123,600
その他	744,113	956,347
歳出総額 B	5,620,451	5,419,629
義務的経費	1,850,481	1,892,075
投資的経費	688,066	461,109
うち普通建設事業	641,244	432,246
その他	3,081,904	3,066,445
歳入歳出差引額 C (A - B)	198,485	115,937
B)	4,282	4,358
翌年度へ繰越すべき財源 D	194,203	111,579
実質収支 C - D		
財政力指数	0.35	0.35
公債費負担比率	10.0%	12.3%
実質公債費比率	8.0%	10.9%
起債制限比率	-	-
経常収支比率	87.8%	96.6%
将来負担比率	30.9%	25.2%
地方債現在高	4,425,797	4,939,243

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市町村道 改良率 (%)	23.4	29.3	31.5	33.3
舗装率 (%)	40.5	57.1	64.0	65.6
農道延長 (m)	—	1,584	9,650	10,176
林道延長 (m)	25,497	33,578	34,508	34,609
水道普及率 (%)	88.1	90.2	100.0	100.0
水洗化率				
公共下水道事業 (%)	—	—	55.4	47.6
農業集落排水事業 (%)	—	—	66.1	77.5
病院、診療所の病床数 (床)	78	78	106	106

区 分	平成 25 年度末	平成 27 年度末	令和元 年度末
市町村道 改良率 (%)	33.3	33.4	32.9
舗装率 (%)	65.6	66.3	69.4
農道延長 (m)	10,176	10,176	12,394
林道延長 (m)	34,609	34,609	34,602
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0
水洗化率			
公共下水道事業 (%)	58.1	65.0	69.8
農業集落排水事業 (%)	81.7	85.4	85.7
病院、診療所の病床数 (床)	99	99	97

(公共施設状況調査による)

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

当町は、平成 22 年度から過疎地域の指定となり、この間、総合的な過疎対策事業を実施し、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところです。一方、若年層の流出を中心とした深刻な人口減少と高齢化は依然進行し、耕作放棄地の増加や森林の荒廃など生活基盤の弱体化、産業・雇用面の劣弱化による生産基盤の衰退が懸念され、深刻な状況に直面しています。

しかしながら、信濃町には、長い時間をかけて人々の手によって生まれ、守られてきた豊かな自然をはじめとするすばらしい地域資源が多数存在します。この地域資源を生かすことで、心健やかに過ごし、のびのびとした子育てができ、農業や観光などの産業が営まれています。また、生活に必要なものは、概ね町内で賄うことができます。医療施設、商業施設があり、鉄道、道路環境が整備され都市部へのアクセスも良好です。このように、豊かな自然に囲まれながら、一定の利便性のある暮らしができる住みよさを兼ね備えていることが信濃町の強みといえます。

この強みを維持し「住み続けたい大切な居場所」であり続け、また、成長した子ども

もたちが進学・就職等で町外に出ても「将来、戻ってきたい」と思うまちとなり、町外の人も「住んでみたい」と思うまちを実現するため、以下の5つの目標を定め、引き続き地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支え、持続可能なまちづくりに取り組みます。

目標1：協力の輪が広がり、お互いに支え合うまち

町内においてまちづくりの担い手を確保するとともに、一人ひとりが考え、まちづくりに自主的・意欲的に参画し、それぞれの役割を全うし、お互いが支え合うまちを目指します。

また、町外からの担い手を増やすため、移住の促進や関係人口の拡大に努めます。

目標2：地域ぐるみで子どもを育むまち

出産から子育てまでの一連の流れを切れ目なく支える地域をつくり、安心して子育てができるまちを目指します。

また、子どもたちがたくましく生きていくために必要な力を伸ばす教育を目指します。

目標3：生涯を通じて、だれもが健康に自分らしく暮らせるまち

町民一人ひとりが主体的に健康に心掛け、生涯を通じて学び、学びの場から仲間や地域とのつながりをつくることで、生きがいと誇りをもって暮らせるまちを目指します。

目標4：安全に確かな暮らしができるまち

行政と地域が協力し、必要に応じて他自治体と連携しながら、社会基盤、生活基盤の維持・整備を進め、安全に、確かな暮らしができるまちを目指します。

目標5：地域資源を活用した産業があるまち

豊かな自然や美しい景観、文化、歴史などの地域資源を活用し、地域に根差した産業の集積と、未来に挑戦する人々が新しい産業を創発することを通じて、力強い地域経済の実現を目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4) の基本方針に基づき、将来像「みんなでつくる ふるさと しなのまち」の実現を目指し目標に掲げる各施策を展開していきながら、まちの魅力を高め、より多くの町民が住み続けたいと思えるまちとすることで、人口の減少幅を抑制していきます。

1 目標人口

	平成 29 年		中間目標 令和 6 年 (2024 年)	目標 令和 11 年 (2029 年)
人口	8,209 人	→	7,600 人	7,000 人



## 2 居住継続意向

	平成 30 年 (2018 年)		中間目標 令和 6 年 (2024 年)	目標 令和 11 年 (2029 年)
信濃町での居住継続意向	71.1%	→	現状よりも増加	現状よりも増加

## 3 各施策の目標値

(主な指標の目標値)

	成果指標	現状値	目標値
目標 1	「住民と行政がパートナーとして連携している」と 思う町民の割合	24.9% (平成30年度)	30.0% (令和5年度)
	「行政と協力したまちづくり活動に積極的に参加し ている」町民の割合	16.0% (平成30年度)	21.0% (令和5年度)
	まちづくり事業に参加した関係人口	41人 (平成30年度)	100人 (令和5年度)
目標 2	合計特殊出生率	1.42 (平成20~24年)	1.50 (平成30~令和4 年)
	「子どもたちが生きていくために必要な力を身につ ける教育が行われている」と思う町民の割合	34.6% (平成30年度)	40.0% (令和5年度)
目標 3	「ご近所同士で交流し、困った時に助け合える関係 を築いている」町民の割合	56.1% (平成30年度)	60.0% (令和5年度)
	国民健康保険加入者医療費	950,145千円 (平成30年度)	950,145千円以下 (令和5年度)
	「公民館などで提供されている学びの場に参加して いる」町民の割合	18.5% (平成30年度)	20.0% (令和5年度)
	「日ごろ、スポーツや運動を行っている」町民の割合	36.8% (平成30年度)	38.0% (令和5年度)
目標 4	「身のまわりにおいて、ごみの発生を減らす取組が 日常的に行われている」と思う町民の割合	49.4% (平成30年度)	51.0% (令和5年度)
	「ポイ捨て、不法投棄が少ないまちである」と思う町 民の割合	40.5% (平成30年度)	42.0% (令和5年度)
	今後の暮らしについて不安を感じている町民の割合	71.1% (平成30年度)	66.0% (令和5年度)
目標 5	観光消費額	47億3,600万円 (平成30年)	50億2,900万円 (令和5年)
	「幅広い年代に喜ばれる観光地がある」と思う町民 の割合	34.8% (平成30年度)	44.0% (令和5年度)
	農作物出荷額	21億1,000万円 (平成29年)	23億2,000万円 (令和5年)
	「遊休荒廃農地が少なくなっている」と思う町民の 割合	13.4% (平成30年度)	20.0% (令和5年度)

	成果指標	現状値	目標値
目標 5	鉱工業事業所数	15 (平成30年)	15以上 (令和 5 年)
	卸売・小売業事業所数	84 (平成28年)	84以上 (令和 3 年)
	延べ新規起業者数	5件 (平成30年度)	10件 (令和 5 年度)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価にあたっては、住民・事業者・行政の協働と行政内部における関係各課の連携を強化し、町全体で総合的に計画を推進する必要があります。上位計画である信濃町第6次長期振興計画における評価委員会においてPDCAサイクルに基づいて毎年度、定期的に点検・評価します。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

信濃町公共施設等総合管理計画を策定した背景として、人口減少と人口構成の変化に伴う公共施設の利用需要の変化を想定しています。このことから、公共施設の更新・統合・長寿命化を計画的に行うことで、財政負担の軽減を図っていくことを計画の目的としています。

本計画においても、公共施設の維持補修費の増加が膨らむことで、ますます財政構造の硬直化が進むことが懸念され、旧小学校校舎や保健施設、下水道施設等の公共施設整備については、健全な財政運営のため公共施設等総合管理計画により事業を進める必要があるとしています。ただし、公共施設等総合管理計画の基本方針において、本計画により新規に整備する必要がある公共施設等は、費用対効果を十分に考慮し地域の持続的発展のために実施することとしています。

今後、本計画における公共施設の整備事業については、公共施設等総合管理計画に沿って進めることとなります。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

当町においては、長期にわたり人口流出が続いています。特に若い世代の人口流出が顕著で、若い世代の定住化は必要不可欠といえます。

また、移住などの相談件数は、近年増えつつありますが、人口流出を補うまでに至っていない状況です。町の魅力ある豊かな環境を発信し、移住者を受け入れて行くことで一定の人口規模を維持していくことが必要です。

#### ア 移住・定住

新たな人の流れを創り、移住・定住の促進を図るためには、交流人口である観光客のほか、当町への強い想いを寄せてくれる関係人口の創出、その上で、当町への移住希望者を増やす取組を継続していく必要があります。そのためにも、観光振興を図りつつ、豊かな自然や人付き合いといった「町の魅力」を更に高め、町内外へ発信し続けることが重要です。近年、全国的に問題となっている空き家の増加については、当町においても同様となっており、地域活力の低下を招き、地域コミュニティの維持が困難となるなど、過疎地域の振興を目的とした定住促進に悪影響を及ぼすため、早急な対策が必要です。

当町では移住定住を促進するため、移住体験施設を運営しており、町の現状や雰囲気事前に知っていただいた上で移住していただく取組をしています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地方へ移住を考えている方が多い反面、感染拡大地域からの往来を控える等の理由により、施設利用数が減少しています。今後はアフターコロナを見据え、移住体験施設利用者を移住・定住へ繋げるためのニーズ調査及び対応が必要です。

#### イ 地域間交流の促進・人材育成

当町では、大正時代に開かれた野尻湖畔の別荘地「国際村」における交流、ミヒヤエル・エンデの資料を展示している「黒姫童話館」を通じた国際交流などが行われてきました。

また、俳人小林一茶の縁により、平成9年に千葉県流山市と姉妹都市提携を結んでいます。そこに石川県の白山市、また令和2年に姉妹都市提携を結んだ能登町も加えて様々な交流が行われているほか、野尻湖発掘調査を通じた全国的交流、数多い別荘を通じた滞在者・来訪者との交流など、多様な地域間交流が行われています。

しかし、人口減少や高齢化をはじめ、世代間格差、暮らしや考え方の多様化などにより、各種団体の組織力の低下、人材の減少、地域内の連携やコミュニケーションの衰退、ネットワークの弱体化が懸念されています。

### (2) その対策

#### ア 移住・定住

地域との関わりを持つ人材を確保していくことが重要であることから、交流人口の増加及び関係人口の創出を図り、当町に対する愛着の醸成を促し、移住・定住希望者の

増加に繋げていくためにも、インターネットを活用した移住・定住情報の提供及び相談対応を実施しています。空き家問題については、空き家バンク制度の周知を進めることにより、登録物件の増加を図り、町内利用希望者や町外からの移住希望者との連絡調整等を行い、増加傾向にある空き家の有効活用及び良好な住環境の維持に努めます。

信濃町に移住を希望している方が、移住体験施設を利用し、田舎暮らし体験をするための事業を推進し、移住希望者と地元住民が交流を深める体験事業を実施し、体験者の移住への意欲の向上を目指します。

また、長野地域連携中枢都市圏において、圏域内の関係市町村と連携した移住に関する合同相談会や移住交流イベントを行い、信濃町をはじめとした長野地域の魅力を発信していきます。

## イ 地域間交流の促進・人材育成

人口減少や少子高齢化の進展、プライバシー意識の高まり等により、自治会等の組織への加入率が減少し、組織内の高齢化がもたらす運営力の低下が問題となっています。

今後、益々多様化・細分化する住民ニーズへ応えていくためには、地域の想いと主体性を尊重しながら地域と行政が役割を分担し互いを補完する「協働」に取り組んでいく必要があります。そのためにもコミュニティの必要性や有用性の働きかけ、地域おこし協力隊の継続した配置、地域の調整役となる若手リーダーの発掘や支援を行うなどの人材育成に努めます。

地域間交流については、国際村、黒姫童話館などを通じて、まちぐるみで国際交流等の充実を図り、町に訪れる外国人にも分かりやすい案内看板や標識の設置、英語表記の観光パンフレット作成を行うなど、アフターコロナを見据えた国際交流を推進するまちづくりを進めるため、教育の推進や人材育成を図ります。

また、流山市や能登町との交流をはじめとする他市町村等との一茶関係の交流、野尻湖ナウマンゾウ博物館、黒姫童話館を通じた交流、また音楽大学等との官学連携による文化事業など、貴重な自然資源や文化資源を生かした全国的な交流を促進するとともに、農山村の暮らしや農業資源を生かした交流を支援します。

このほかにも、信濃町ノマドワークセンター（リモートオフィス）も開設され、町外から多くの人・企業が訪れることが期待されます。今後は、ノマドワークセンター利用企業、地元企業等、町が連携し、新たなビジネスの創出や地域課題の解決を図るとともに、地域で活躍する人材を育成します。

## (3) 計画

## 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	定住促進空き家活用事業	信濃町	
		空き家等対策事業	信濃町	
	(4)過疎地域持続 的発展特別事業	住宅リフォーム支援事業	信濃町	
		移住体験ツアー及び情報発信事業 [事業内容] 住民参加型の情報発信体制の構築、企画体験ツアーの実施 [必要性] 体験を通して町内の魅力を知ってもらう必要がある。 [効果] 移住希望者に対し効果的で魅力ある情報を発信することで移住の増加につながる。  移住体験施設管理運営事業 [事業内容] 移住促進対策として整備した、田舎暮らしの体験を行うための移住体験施設の運営及び管理に係る費用 [必要性] 移住検討者が移住体験施設で生活体験をし、住家や就労等の情報収集を行う必要がある。 [効果]	信濃町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>移住検討者に効果的な情報及び魅力を発信することにより移住者の増加につなげる。</p> <p>若者定住促進家賃補助 [事業内容] 40歳以下の賃貸住宅に入居した際の家賃助成 [必要性] 町内に移住・定住しようとする者の負担を軽減し定住の促進を図る必要がある。 [効果] 移住定住を促進し、人口増加による地域の活性化につながることを期待できる。</p> <p>結婚新生活支援事業 [事業内容] 新婚世帯が新生活スタートにかかる住居費や引越費用の助成 [必要性] 人口減少が加速化する中、若者の地元定着が課題であり、費用を支援する必要がある。 [効果] 移住定住を促進し、人口増加による地域の活性化につながることを期待できる。</p> <p>移住支援金 [事業内容] UIJ ターンによる就業する者と企業等への支援</p>	<p>信濃町</p> <p>信濃町</p> <p>信濃町・長野県</p>	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>[必要性] 中小企業等の人手不足を解消するため県と共同で実施していく必要がある。</p> <p>[効果] 移住定住の促進及び中小企業等の人手不足の解消につながることを期待できる。</p> <p>民間賃貸住宅建設費補助事業</p> <p>[事業内容] 民間が賃貸住宅を新たに建築する費用の助成</p> <p>[必要性] 移住環境の整備を促進し人口増を図る必要がある。</p> <p>[効果] 移住定住を促進し、人口増加による地域の活性化につながることを期待できる。</p>	信濃町・民間	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針に準拠して長寿命化、維持管理を行うと共に人口減少などを考慮し、長期的な視野で施設のあり方について、改修、廃止を含めて慎重に検討します。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

人口が減少し、経済活動がグローバル化する中、当町の地域経済を維持していくためには、豊かな自然や美しい景観、文化、歴史などの地域資源を生かした、信濃町らしい産業振興が求められています。

観光産業や農林業など当町の基幹産業の高付加価値化を進め、新しい産業や事業の創出に挑戦する人材を支援し、持続可能な地域経済を実現していかなければなりません。

#### ア 農 業

当町は中山間地域であり、土地利用型の稲作が主体となっています。食料の需給率の引下げ、世界経済における食料生産に対する不安定な情勢、米の生産調整と消費の低迷など、農業を取り巻く環境は厳しさを増していますが、稲WCS（※）による耕畜連携、加工用米の生産拡大、そば、トウモロコシの産地化など地域独自の取組を続けています。

また、地域農産物の市場価格は依然低迷しており、加工、直売、都市との交流などにより、付加価値を高めることで農業所得の増加を図っています。

平成27年度における農業統計は、農家数803戸（平成22年度954戸）であり、農家率は25.4%（平成22年度28.0%）と5年間で2.6%減少しています。

販売農家数は53.5%（430戸）で、うち専業農家が32%（138戸）、農業所得を主とする第1種兼業農家が11.6%（50戸）、農業所得を従とする第2種兼業農家が56.2%（242戸）となっており、全体の農家数が減少するなか、割合では、専業農家が高まり、第2種兼業農家が低下しています。

農業就業人口は604人で、うち65歳以上が75.1%（454人）と依然高い割合となっています。

経営者の規模の割合は、50a以下が17.2%、50a～1ha27.2%、1～2ha27.7%、2ha以上が27.9%と1経営体の経営規模は拡大しています。

経営耕地面積は1,500haあり、うち237haが耕作放棄地となっていますが、令和元年度までに22.5haの荒廃地が復旧しています。

町の人口減少と高齢化の状況が農業の担い手不足にも大きく影響しており、今後も担い手確保の施策を講じていく必要があります。

※「稲WCS」－稲ホール・クropp・サイレージ（稲発酵粗飼料）

#### イ 林 業

当町の森林面積率は約72%を占め、豊富な森林資源を有し多様な木材供給が可能であり、循環型林業を実現する環境となっていますが、少子高齢化を要因とする林業従事者の減少や不在地主に起因する山林の管理・保全を担う者が不足し、林業を取り巻く環境は、改善されない状況が続いています。

国では、新たな森林経営管理制度を進めるとして、「森林環境譲与税」を創設し、地方自治体への交付が始まりました。

今後も木材資源の効率的利用を進めるために、適正な森林管理を森林組合など林業



従事者と連携し、担い手の確保と育成に努める必要があります。

森林の持つ水源のかん養、自然環境の保全形成、住民の保養の場など、公益的機能の増進につながる新たな森林経営管理に向けた取組が必要となっています。

## ウ 畜産業

当町の酪農の状況は、平成 30 年度現在で農家 8 件、生産牛頭数 413 頭で、3 億 8 千万円余の産出額があり町の重要な産業です。しかし、経営者の高齢化が進み、後継者を確保するための労働環境の改善、老朽施設の更新などを図る必要があります。

飼料については、依然輸入飼料の価格高騰が続き経営を圧迫する要因となっており、国内での飼料確保の政策により自給飼料への転換を進めています。

生産者の減少による乳製品の供給不足が懸念されるなか、需要に適した供給を継続し、経営の安定化が図れるよう、農業協同組合との連携と加工品販売を促進する取組が必要です。

また、農業の耕畜連携事業、良質な土作りに欠かすことができない牛ふん堆肥の生産販売も重要な取組となっています。

## エ 商業

当町における商業は、日常生活用品の販売が中心の小売業であるため、消費人口の減少や消費構造の変化などにより、年々売上が減少している状況にあります。

平成 28 年商業統計における商店数は 84 店、従業員数は 377 人で、年間商品販売額は 68 億円余となっています。これを 4 年前の平成 24 年商業統計と比較すると、商店数は 7 店減少し、従業員数では 17 人減少しています。

また、従業員 1 人当たりの年間商品販売額は 1,815 万円で、4 年前と比較して 16% 増加しています。

当町の商店は、モータリゼーション（自動車社会の進行）の発達により消費行動の広域化や近隣市町村の大型店への流出、消費者ニーズの多様化と構造的な変革に対応するため、日常生活用品を主体に業態転換を求められています。

一方で、大型チェーン店の町内進出により近隣市町村の大型店への流出に歯止めがかかる一方、商店数は減少し、自動車非利用者、特に高齢者の買い物の機会の確保が求められています。

今後は、地元購買力の確保を図りながら、共同化、近代化を図り、高齢化社会に即した新たな複合業種の開拓やシルバー産業への転換など意識改革にあわせ、地場資本と人とを有機的に組み合わせる展開が求められています。

## オ 工業

平成 30 年工業統計によると、当町の工業は、食料品、木材加工、情報産業、業務用機械製造などがあります。

また、事業所数は 15 社が操業しており、従業員は 558 人となっています。5 年前の平成 25 年と比較して、事業所は 3 社が減少するも、従業員は 14 人増加しています。1 人当たりの製造品出荷額等は 4,594 万円と 9% 増加しており、現金給与総額は 3% の減となっています。年間製造品出荷額は 5 年前より 12% 増加し、事業所が減る一方

で業績が伸びている企業が見られます。企業として生き残っていくためには、変化する環境に適合する経営の革新が求められています。

## カ 観 光

当町では、国立公園である野尻湖と黒姫山をはじめとする雄大な自然、ナウマンゾウや小林一茶など歴史的・文化的遺産など、知名度ある地域資源を生かした観光の展開を図っています。

全国的に、中高年層の増加、SNS（※）等の新たな情報発信手段の普及により、観光・旅行への関心や期待は高まっています。一方で、スキー人口の減少、日帰り客の増加、観光ニーズの多様化や交通網の発展による地域間競争などにより、当町を取り巻く環境は激変し、観光客数、観光消費額の減少や高齢化による担い手不足など観光産業の低迷が懸念されています。

多様化するニーズは複雑多岐にわたり、景観やスキーなど既存の観光資源では推し量れないものとなっており、新たな商品（旅行・体験・食など）開発、近隣地域との広域観光連携、インバウンド事業の展開など多くの課題に直面しています。それらの課題に対応するため、健康・スポーツ・農業など他分野かつ産官学民の異なるセクターとの連携・協働を軸とした地域DMO（※）の設立を視野に入れた取組が求められています。

※「SNS」－ソーシャル・ネットワーキング・サービス スマホやパソコンを使って登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスの総称

※「DMO」－「Destination Management/Marketing Organization」の略で、官民の幅広い連携によって観光地域づくりを推進する法人を指す。

## キ 起業促進

当町の産業を活性させるためには、起業の促進は必要不可欠であります。現状での起業数は、起業塾を経た起業支援の取組により、平成30年から令和2年までで12件の起業がありました。今後は、起業の意欲がある人への支援をさらに充実させるとともに、より起業がしやすい環境を創り出し、新しい時代を牽引する産業の目を育てていくことが求められています。

## ク 企業誘致

少子高齢化の中で、地域の活性化を図るためには、若者の定住が必要です。若者が定住したくても、地元企業が少ないため、やむを得ず都市部へ流出してしまうケースが多く見られます。

今後は、若い世代の人口を増やすためにも、環境に影響を与えることが少ない分野の企業を中心として誘致し、雇用の確保と同時に地域の活性化を図る必要があります。

しかしながら、豪雪などの自然条件が厳しいという悪条件によって、実現には困難が予測されます。

## ケ 癒しの森

森林セラピーは地域の森林資源を生かしたエコヘルスツーリズムとして、徐々に認

知度が高まっています。

当町は「癒しの森事業」として、これまで全国に先駆けて事業を展開し、全国でも数少ない2つ星のセラピー基地として認定されました。特に都市部の企業や大学などの団体向けのプログラムを開発し売り出すことで、着実に利用者を増やしてきています。

しかし、以前に比べ森林セラピーに取り組む自治体等が増えている中で、他の森林セラピー基地と同様の事業を行ってはいは埋没してしまう恐れがあり、引き続き魅力ある事業となるよう先進的な取組を継続していく必要があります。

## (2) その対策

### ア 農 業

地域ぐるみで土地利用調整が図れるよう、各集落における営農組織の育成と多面的機能支払交付金事業、中山間地域直接支払事業による活動、農地中間管理機構の利用を進めます。また、高齢化による離農対策や耕作放棄地の復旧につながる施策を県や農業協同組合等とともに進めます。新規就農者については、農業次世代人材投資資金の活用や就農相談、就農計画の作成や就農後のサポート体制の充実を図ります。更に、地域が認める担い手を育成するため、人・農地プランの見直しを随時行い、集落単位で将来に向けた懇談を継続して行います。

米の生産と農家の所得確保に向けた方策として、近隣市町村や農業協同組合との連携により、生産者間調整を図ります。更に、農作物の販売及び消費促進に取り組みます。

昭和30年代から50年代にかけてほ場整備や農業用施設の農業生産基盤を整備しましたが、整備後35年以上が経過し、更新の時期にきています。農業競争力強化基盤整備事業や土地改良事業を導入し、担い手農家への農地集積が図れるよう、順次、農業生産基盤を整備します。また、防災重点ため池や農業用ため池について、農村防災減災事業等により、改修等行い被害を防止します。

人口減少と高齢化による農業等の担い手不足の解消に向け、IoT・ロボティクスの導入等を継続して取り組みます。

### イ 林 業

効率的な間伐等を進めるため、新たな森林経営管理制度や森林経営計画等により、搬出された木材の活用を進めます。そのため、地域内で木材資源が循環し、新たな経済効果が創出できる仕組みを構築します。

広葉樹林についても、木質バイオマスエネルギーだけでなく、付加価値を確保し、多様な産業への供給が図られるよう、伐採においては天然萌芽更新や植林を実施します。

地域産材の活用として、ウッドスタート事業を実施し、町内の製材業者等により木のおもちゃを生産し、新生児保護者に贈呈し、木育振興を図ります。更に、各種補助事業等を有効に活用し、計画的に更新して病虫害に強い森林づくりを進めます。

## ウ 畜産業

飼養管理技術の向上や自給飼料の生産、防疫対策の向上を図るため、関係機関との連携を図り、高品質な畜産物の供給を促進します。

環境に配慮した畜産業を継続するため、耕種との連携により、循環型の営農を推進します。

各農家の担い手を確保するため、地域協議会を編成し、地域ぐるみで課題解決に努めます。

## エ 商業

消費者ニーズの多様化、個性化やモータリゼーションの進展に対応するとともに都市部との交流、観光等のニーズも踏まえて、地場産品の販売や消費を促進するなど、住民の日常的ニーズにも対応できる商業機能の拡充策を検討していきます。

また、福祉行政や新たな公共交通との連携を図りながら高齢者等の自動車非利用者への買い物の機会確保に努めていきます。

地元購買力を確保しながら共同化、近代化を検討し、商店街の共同事業への取組の推進、個別商店に対する経営指導の強化、融資制度の充実に努めます。

## オ 工業

既存事業所の更なる活性化を図るため、技術の高度化、高付加価値化、地域資源を生かした事業展開、起業家の新規事業立ち上げを積極的に支援します。

また、事業所の求人ニーズに迅速に対応するため、町無料職業紹介所等のサポート体制を強化するとともに町民の雇用機会の確保に努めます。

## カ 観光

### □ 域内域外連携による観光地域づくりの推進

観光産業は、ニーズが多様化したことにより、既存と異なる産業へも波及効果を及ぼしています。地域内の多様な産業・セクターが連携・協働する地域DMOの設立を視野に入れた取組を進め、既存商品の向上や新規商品の開発などを進めていきます。

また、旅行者の獲得は観光産業の要であり、特にインバウンドの取組には宿泊事業者等の受入体制の整備が不可欠であり、受入に対する理解を深めるための環境づくりを進めていきます。そのため、地域内にとどまらず、周辺地域との広域連携を図り、「面」的な滞在型観光地域づくりを進めていきます。

### □ 自然とスポーツを生かした体験交流型観光の推進

森林セラピーや農山村体験など健康・農業が結びついた体験型観光や近年取組を強化しているサイクルツーリズムを核として、地域の特性を生かした住民によるエコツーリズムを支援していきます。

民間主導又は官民協働によるスポーツ大会の実施、民間力を生かしたスポーツ合宿の受入れなどスポーツツーリズムの推進及び支援を行います。

スポーツ合宿や修学旅行、企業研修などの受入体制を整えるとともに、中高年層向けの健康増進や余暇の充実に目的とした自然体験プログラムの充実に努めます。

## □ 自然環境・景観の保全

恵まれた自然環境とそれらが織りなす景観は、最大の観光資源であり、その保全を行っていくことは、観光産業としても必要不可欠なものとなっています。そのため、利用者・住民・事業者・行政が一体となり、自然遊歩道の整備などの自然環境と景観の維持・保全に努めていきます。

また、公衆トイレ、駐車場及び栈橋などの観光及びレクリエーション施設については、景観や訪れる人々に配慮し、適正な整備と維持管理に努めます。

## キ 起業促進

町内での起業を促進するため、産業競争力強化法に基づく信濃町創業支援事業計画による商工会との連携事業の起業塾や起業後のフォローアップ事業、起業のための補助事業などを充実させることにより、特に若者の起業の促進と雇用を生み出していきます。

また、令和元年度に開所した信濃町ノマドワークセンターを活用し、新たな産業の創出を支援することで、挑戦する人を増やすとともに、挑戦を応援する風土を育み、地域産業全体の活性化を図ります。

## ク 企業誘致

既存産業の振興を進め、さらに情報関連産業、高齢化社会に対応した福祉施設産業を主に、環境に配慮し自然を生かした優良企業を誘致するための助成等を充実することにより、産業の多様化を促進し、併せて雇用の増加、住民の所得の増につなげ、もって定住人口の増加を推進していきます。

また、企業連携を推進し、農家民泊（観光業×農業）、「健康と癒しの森推進事業」（観光業×林業）、「フォレストスタイルしなの」（林業×建築業）のように、異業種の事業者同士のマッチングを促進することで、新しい産業や雇用を生み出していきます。

## ケ 癒しの森

癒しの森事業では利用団体と連携し、単なるヘルスツーリズムにとどまらない取組として、「森林整備によるCSR事業（※）」「森林セラピー効果の実証研究事業」「音楽文化と組み合わせた癒しのまちづくり事業」等を行ってきました。

町独自の森林メディカルトレーナー制度によって、森林セラピーガイドの質を高く保ちつつ、利用団体と連携した新しい取組を常に模索することで特色ある森林セラピー事業を展開します。

※「CSR」－企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展してゆく活動。

## (3) 計画

## 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1)基盤整備 農 業	富士里牧場整備事業	信濃町	
		堆肥センター整備事業	信濃町	
		農業競争力強化基盤整備事業	長野県・信濃町	
		農業農村整備事業	長野県・信濃町	
		用排水路等修繕工事	長野県・信濃町	
		農業用施設維持補修事業	信濃町・民間	
		環境保全型農業直接支払対策事業	信濃町	
		中山間地域等直接支払事業	信濃町	
		多面的機能支払事業	信濃町	
		荒廃農地等利活用促進事業	信濃町	
		農業次世代人材投資資金交付事業	信濃町	
		地域営農・環境保全推進定額助成	信濃町・民間	
		そば産業の地域内連環による地域創生 事業	信濃町	
		農業振興地域整備計画策定事業	信濃町	
	林 業	間伐対策事業	信濃町	
		町民の森整備事業	信濃町	
		森林経営管理事業	信濃町	
		森林整備地域活動支援事業	信濃町	
	(4)地場産業の振興 技能習得施設	地域営農システム支援センター運営	信濃町	
	(5)企業誘致	企業誘致補助事業	信濃町	
	(9)観光又は レクリエーション	癒やしの森コース整備事業	信濃町	
		誘客宣伝事業	信濃町	
		観光施設整備・維持管理事業	信濃町	
運動施設整備・維持管理事業		信濃町		
水戸口公園整備事業		信濃町		
菅川栈橋整備事業 その他観光施設整備事業		信濃町 信濃町		
(10)過疎地域持続的 発展特別事業	起業促進事業・人材育成事業 [事業内容] 起業を促進し、雇用を生み出すため の助成及び人材育成として、技能や	信濃町・商工会		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>技術を図るための講演会・講習会・経営相談の開催</p> <p>[必要性] 人口減少が加速する中、起業・創業の育成と発掘に取組み、地域に新たな産業と雇用を生み出すことができる。</p> <p>[効果] 新規起業家の増加や事業成長に伴う収益等の向上により、地域の雇用の拡大が促進される。</p> <p>癒しの森コース整備事業</p> <p>[事業内容] 癒しの森（御鹿池）コースの老朽化した案内看板を制作し、立て替える。</p> <p>[必要性] 看板の老朽化により癒しの森のイメージを損ない、表示も見えにくくなっているため、更新を必要とする。</p> <p>[効果] 看板の表示が改善され、コースの維持管理が適正になされていることが確認でき、安全に通行できる。</p>	信濃町	

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
信濃町全域	製造業、旅館業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策及び（3）計画のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

更新費用の圧縮目標や保有施設量の削減のため、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針に準拠して長寿命化、維持管理を行います。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

住民生活の利便性の向上を図るため、ホームページ等を活用した情報発信、防災行政用無線施設等の維持・更新や国内外からの来訪者の利便性向上のためのインターネット環境整備が課題となっているほか、当町が抱えてきた多くの課題解決を図るため、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに応え多様な幸せを実現するデジタル社会への転換が求められています。

#### ア インターネット等を活用した地域の情報化

I Tを活用した高度情報通信ネットワーク社会の形成が国を挙げて推進され、今やインターネットがほとんどの家庭に普及され、情報の収集及び発信が容易にできるようになりました。インターネットの光ファイバー網についても、民間事業者によって平成 21 年度に町内全域に敷設され、以降利用が拡大されています。

高度情報化社会に対応するため、ホームページへの最新情報の掲載や SNS を利用した情報発信、メール配信システムを利用した情報伝達を行うとともに、災害時に迅速に伝わるための環境整備が求められています。

#### イ 電気通信施設等情報化のための施設

スマートフォン等の普及率が年々高まり、多くの人々がスマートフォン等の携帯端末を保有しており、連絡や災害情報等を受信する重要なインフラとなっています。

当町では、黒姫山頂付近の一部に携帯電話不感地区があることから、山菜取りや登山者が遭難した際に連絡が取れず苦慮しており、不感地区解消等が課題となっています。

また、オフトーク放送が、平成 28 年 12 月に廃止となり、新たな緊急時等の防災情報を伝える手段として信濃町防災行政デジタル無線が整備、開始され、現時点では大きな問題点もなく運用が図られています。

#### ウ デジタル化の推進

今般の新型コロナウイルス感染症対策において、デジタル化の遅れによる様々な課題が明らかになり、今後は Society5.0 時代を見据えた社会全体の DX（デジタル・トランスフォーメーション※）が必要となっています。

現在は農業分野における情報通信技術（ICT）の活用や電子申請等を活用した行政手続きの利便性向上等を図っていますが、今後は、住民生活、産業、地域交通、医療、教育そして行政といった幅広い分野における DX の推進が求められています。

※デジタル・トランスフォーメーション…「デジタル技術」と「データ」を活用して、既存プロセス等の改革を行い新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革すること。



## (2) その対策

### ア インターネット等を活用した地域情報化

ホームページやSNS等の充実を図るとともに、メール配信システムを利用した積極的な情報伝達を進めます。また、観光や防災の拠点における住民や訪日外国人を含む観光客の情報収集等の利便性を高めるため、公衆無線LAN環境の整備を進めます。

### イ 電気通信施設等情報化のための施設

携帯電話不感地区解消に向けて、県を通じて携帯電話会社へ働きかけていきます。

### ウ デジタル化の推進

DX推進については、県及び県内市町村等で構成している長野県先端技術活用推進協議会において、関係機関等と連携し、オンライン申請やキャッシュレス決済の普及拡大といった利便性向上に向けた調査研究を行い、人・企業等にとって魅力的なまちづくりを進めます。

## (3) 計画

### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設	防災行政デジタル無線整備事業	信濃町	
	防災行政用	防災行政デジタル無線（基盤）	信濃町	
	無線施設	防災対策Jアラート機器	信濃町	
	その他の情報化のための施設	町ホームページ事業	信濃町	

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する施設はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、新規に整備する必要がある場合は、中長期的な計画を立て、費用対効果を十分に考慮して行います。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路

町内には、平成9年に開通した上信越自動車道の信濃町インターチェンジがあり、首都圏や北陸方面へのアクセスが確保されているほか、町を縦貫する国道18号を主軸とし、主要地方道4路線、一般県道7路線で形成される幹線道路網が、しなの鉄道黒姫駅、古間駅を中心に放射状に伸び相互にアクセスしやすい交通形成となっています。

(表1) 道路の整備状況

道路区分		実延長 (m)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	改良延長 (m)	改良率 (%)
国 道		12,622	12,622	100.0	12,622	100.0
県 道		65,101	65,101	100.0	54,207	83.3
町 道	1 級	35,029	34,717	99.1	30,721	87.7
	2 級	21,154	20,805	98.4	18,070	85.4
	その他	252,560	158,616	62.8	52,834	20.9
	計	308,743	214,138	69.4	101,625	32.9

資料：道路施設現況調査（令和2年4月1日現在）

しかし、今後も住民生活の利便性・安全性の向上や観光の振興、町全体の活性化に向け、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の整備や適正な維持管理等を進めていく必要があります。

高速道路については、町内の降雪が多い地域を通過する車両の安全を確保するために、上信越自動車道の信濃町インターチェンジから上越ジャンクションまでの間が全線4車線化となりました。

国道18号については、南北の通過交通の流れをスムーズにするとともに柏原、古間地区の国道の安全を確保するため、バイパス未着手区間（古間地先から道の駅まで）の早期着工が望まれています。

主要地方道及び県道については、長野市への通勤道路である主要地方道長野信濃線、観光道路である戸隠への主要地方道信濃信州線、斑尾高原への県道信濃斑尾高原線、信濃町インターチェンジと黒姫高原・妙高高原を結ぶ県道杉野沢黒姫停車場線及び飯綱高原への県道栃原北郷信濃線については、周辺都市間の交流機能や地域活性化として重要な路線であることから、円滑な交通流道を可能にするための整備等が必要です。

また、北陸新幹線飯山駅からアクセスし野尻湖を周遊する観光道路として、主要地方道飯山妙高高原線、県道古間停車場野尻線など、観光促進のために道路拡幅が急務となっています。

町道については、平成26年度に実施した道路ストック総点検事業や、平成27年度から令和2年度にかけて実施及び実施予定の橋梁点検事業により、道路関連施設の劣化・破損等の状況が明確化され道路関連施設の早急な補修・改良が迫られています。

また、生活道路の狭あい箇所解消等と併せ、公共施設周辺の利便性の確保を図るための環境整備を行うことにより安全安心な環境整備の推進が求められています。

道路除排雪については、平成27年2月に過去最大積雪量を観測する中、現在町道の早朝除雪延長は190kmを超え、機械の整備状況も除雪車56台の体制を整え、安全な生活道路確保のため、国、県及び関係機関と連携を図りながら主要幹線はもとより集落内道路の除雪を効率的に実施しています。

また、除雪は生活道路の確保だけでなく、冬期間の雇用確保という重要な役割も担っています。

(表2) 道路除雪の状況

区 分	延 長 等
除 雪 延 長	192.3km
路 線 数	28 路線

(表3) 除雪機械台数

区 分	台 数 (内町所有)
ロータリー車	7 (5)
タイヤドーザー	49 (7)

資料：建設水道課建設係（令和2年度実績）

## イ 農道・林道

農道・林道は、利用状況の変化や気象変動、機械の大型化などによって、損傷箇所が多くなってきています。これらは、町の基幹産業の一つである農林業を支える、基幹道路となることから適正な維持管理が必要です。

平成14年に開通した基幹農道である上水内北部広域営農団地農道については、経年による傷みと施設の損傷が多くなり、通行に支障が出ているため、早急な改良と施設の整備が求められています。

優先順位をつけて計画的に復旧作業を進めることはもちろんですが、より多くの箇所が修復されるよう予算的な後押しが必要となっています。

昭和40年代に始まった土地改良事業の基盤整備により整備され、その後の国県の補助事業等により改良された農道も、経年の傷みが激しくなり、優先順位をつけて計画的に復旧作業を進めることはもちろんですが、より多くの箇所が修復されるよう予算的な後押しが必要となっています。

林道は、林業経営や森林施業の管理道路として重要であります。近年は観光的需要も増えています。砕石を敷いたのみである林道の、特に急傾斜地では、雨水が流れることで路面がわだちとなる箇所が多く存在し、通行に支障をきたすため改善が求められています。

## ウ 鉄 道

現在、町の公共交通の1つである鉄道は、平成27年3月に開業したしなの鉄道北しなの線（長野～妙高高原間）が町内を南北に縦断し黒姫駅と古間駅の2つの駅があり、住民にとって通勤・通学・通院などのための重要な生活路線であるとともに、地域の観光や産業を支える社会基盤でもあります。

開業以来、少子化及び人口減少が進んだことにより利用者は減少傾向にあり、加えて新型コロナウイルス感染症による影響でカーシフトが目に見えて現れ、利用者の減少を抑えることが重要な課題となっています。

また、老朽化した車両を令和元年より順次更新を進めていますが、鉄道設備も更新が必要となっており、多額の費用負担が見込まれています。

## エ バ ス

平成 24 年 4 月から、路線バスとデマンドタクシーを併用した新公共交通システムの運行を開始しましたが、路線バス、デマンドタクシーのいずれも利用者数は年々減少しており、新規利用者の獲得や継続的な利用に繋がっていないと考えられ、利便性の向上が求められています。

路線バスにあっては、全 9 路線のうち、3 路線は 1 日あたりの利用人数が 1.0 人未満であるなど非効率な運行となっており、町の財政負担も増している中で住民の移動手段を継続して確保していく必要があります。路線の運行経路や運行時間の見直しなどの改善が必要です。今後、人口減少や高齢化が進む中で、利便性・採算性・公共性のバランスを考慮し、持続可能な公共交通を維持・確保していくため、法改正を踏まえた新たな地域公共交通計画を策定する必要があります。更に、コロナ禍で悪化したバス事業者への支援も必要になっています。

## (2) その対策

### ア 道 路

国道 18 号バイパス未着手区間の建設促進、早期着工を関係機関に要請していきます。

主要地方道及び県道は、町の骨格を形成するとともに、周辺都市を直接的に連絡し、周辺都市間との交流や観光など広域交通流動を円滑にする重要な路線であるので、未整備区間の早期整備により、地域の活性化、生活の利便性の向上、また、観光振興を促進するため関係機関に要請し協力していきます。

町道は、生活と経済活動を支える重要な生活路線であるとともに、自動車や歩行者の安全性・利便性、消防・救急活動の円滑性を確保し、雪や凍結対策の充実を図らなければなりません。住民生活にもっとも関わりのある路線であり、集落と中心部、集落と集落、さらに公共施設や福祉施設への効率的な連結ができるよう計画的に整備及び長寿命化を図る観点からの改修・修繕等を行っていきます。

また、地域の環境に配慮した安全で快適な道づくりを目指し、歩車道の分離や交通安全施設の整備、道路狭隘箇所解消及び冬期交通確保のための計画的な除雪対策、除雪機械の整備及び克雪対策に努めていきます。

生活道路や側溝の整備にあたっては、地区住民の合意による住民参加の道づくりを促進していきます。

橋梁については、従来の事後保全的な修繕から、計画的かつ予防保全的な修繕に転換し、安全で安心な道路サービスの提供を行うとともに、橋梁の耐用年数の延長によるコストの縮減等を行うために策定した「長寿命化修繕計画」や点検業務の結果を基に整備・修繕していきます。

## イ 農道・林道

基幹農道である上水内北部広域営農団地農道について、計画的な改良を進めます。

農用地の土地利用計画に基づき、基盤整備と一体となった農道の改良に取り組んでいきます。

林道については、自然環境等の保全に配慮しながら林業振興の基盤として整備を進めるとともに、観光利用での需要も考慮し、交通安全対策にも留意していきます。

## ウ 鉄 道

しなの鉄道北しなの線の健全な運営に向けて、沿線自治体としての経費負担をしていく中で、路線を安定して存続させるため、地域住民に「マイルール意識」を醸成し、地域住民や関係団体が主体となった利用促進が図れるよう呼びかけていきます。

また、安全・安心な鉄道輸送が行えるよう、車両及び設備等の更新に対し、引き続き支援していきます。

## エ バ ス

鉄道とともに地域住民の交通手段としてなくてはならないバスの運行について、令和3年度において、実態調査や利用者ニーズ把握調査等の現状把握を実施し、地域公共交通計画を策定します。その計画に基づき、路線バス、デマンドタクシーの運行の見直しについて検討し、信濃町地域公共交通協議会において随時検証を行い、路線の統廃合や運行形態を見直し効率的で利用者が使いやすい運行に配慮した公共交通を実施していきます。更に、バス事業者に対する支援についても取り組めます。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の 確保の促進	(1)市町村道 道 路	○道路改良 病院建設地付近町道改修 御料落合線 古間町中村線 原富ヶ原線 富が原 11 号線 古間戸草支線 落影北山道線	信濃町 信濃町 信濃町 信濃町 信濃町 信濃町 信濃町	道路改良等 道路改良等 道路改良等 道路改良等 道路改良等 道路改良等 道路改良等
		○県営道路整備事業	長野県・ 信濃町	負担金
		○舗装等修繕 町道 215km 【事業内容】 道路ストック総点検の結果及び	信濃町	舗装修繕等

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p>橋りょう</p> <p>その他</p> <p>(2)農 道</p> <p>(3)林 道</p>	<p>現況の破損状況等を踏まえ町内町道舗装延長 215km のうち修繕が必要となる路線の舗装等の維持・修繕</p> <p><b>【必要性】</b> 老朽化により損傷した道路は地域住民の交通阻害の原因となり、災害時等の交通の停滞を招く可能性が大きいことから、計画的に維持補修を行う必要がある。</p> <p><b>【効果】</b> 災害等の有事の際の損壊等を未然に防ぐため老朽化した道路を補修し、地域住民の移動手段の確保を図ることができる。</p> <p>○橋りょう 対象橋梁数 120 橋</p> <p><b>【事業内容】</b> 町内橋梁 120 橋のうち法定定期点検が実施され判定がⅡ以上となった橋梁の維持・補修</p> <p><b>【必要性】</b> 橋梁は住民の日常的な移動のための交通経路であり、交通手段の確保のため定期点検によりⅡ以上に判定された橋梁については計画的な維持管理が必要である。</p> <p><b>【効果】</b> 住民の日常的な移動における安全を確保する。</p> <p>○建設機械 除雪ドーザ 11 t 級・13t 級・エンカル散布車</p> <p>農道の整備</p> <p>県営農道整備事業</p>	<p>信濃町</p> <p>信濃町</p> <p>信濃町</p> <p>信濃町</p>	<p>道路改良等</p> <p>新規購入</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(5)鉄道施設等  (10)過疎地域持続的発展 特別事業	<p>林道整備事業</p> <p>林道管理事業 鉄道維持対策事業</p> <p>農道維持管理事業（農道橋梁点検事業） [事業内容] 上信越自動車道にかかる誇高速道路橋の見沢橋について、県道路橋定期点検要領に基づき点検を行い、現況の損傷状況や変状を把握することにより、現橋梁の健全性及び高速道路の通行の安全性を確認し、今後の安全性確保のための対策を判断するための資料を作成する [必要性] 橋梁は住民の日常的な移動のための交通経路であり、交通手段の確保のため橋梁の計画的な維持管理が必要である。 [効果] 橋梁の健全性及び高速道路の通行の安全性を確認することにより、今後の安全性確保のため、より効果的に対策を講じることができる。</p> <p>橋梁長寿命化修繕計画策定事業 [事業内容] 老朽化が進む 120 橋梁について、利用者及び第三者等の被害防止のため点検を実施し、危険性の有無を判定 [必要性] 橋梁は住民の日常的な移動のための交通経路であり、交通手段の確保のため橋梁の計画的な維持管理が必要である。</p>	<p>信濃町</p> <p>信濃町 信濃町</p> <p>信濃町</p> <p>信濃町</p>	<p>負担金</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>[効果] 維持管理を計画的かつ継続的に実施し、コストの縮減と橋梁の長寿命化を図ることができる。</p> <p>道路ストック総点検事業</p> <p>[事業内容] 道路案内標識等の点検作業を行い、計画的な維持修繕を行う</p> <p>[必要性] 老朽化等による崩落などの事故を未然に防止するため、点検を実施する必要がある。</p> <p>[効果] 損傷・劣化等を把握することにより、安全な道路交通を確保することができる。</p>	信濃町	
		<p>橋梁点検 120 橋梁</p> <p>[事業内容] 予防保全的な修繕等の円滑な政策転換を図りながら維持修繕を行う</p> <p>[必要性] 橋梁は住民の日常的な移動のための交通経路であり、交通手段の確保のため橋梁の計画的な維持管理が必要である。</p> <p>[効果] 維持管理を計画的かつ継続的に実施し、コストの縮減と橋梁の長寿命化を図ることができる。</p>	信濃町	
		<p>鉄道通学定期支援事業</p> <p>[事業内容] 第三セクターしなの鉄道が経営する「しなの鉄道北しなの線」の利用促進及び安定経営と保護者負担軽減のため、通学定期の一部を支援</p> <p>[必要性]</p>	信濃町	



持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>町内に高等教育機関がなく、多くの学生が鉄道により通学しているため、経済的に余裕がない世帯の学生を支援するために必要である。</p> <p>[効果] 保護者の負担軽減を図り、学生が高等教育を受ける機会の創出が期待できる。</p> <p>信濃町地域公共交通事業 [事業内容] 住民の足の確保のため、路線バス及び過疎地域に適したデマンドタクシーによる効率的な公共交通を運行する</p> <p>[必要性] 買物や通院、通学といった住民の日常的な移動のための交通手段の確保が必要である。</p> <p>[効果] 交通手段が確保されることで定住が促進され、持続的発展に資する。</p> <p>鉄道維持対策事業（しなの鉄道） [事業内容] 鉄道維持のため、鉄道会社が実施する車両更新及び鉄路維持補修の費用の一部を負担する。また、運行のための駅業務を実施する</p> <p>[必要性] 通勤・通学並びに買物、通院など重要な生活路線であり、また観光業を支える社会基盤でもある。</p> <p>[効果] 交通手段が確保されることで定住が促進され、観光振興にも寄与し持続的発展に資する。</p>	<p>信濃町・信濃町地域公共交通協議会</p> <p>信濃町・民間</p>	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路は、平時の日常生活や地域間交流、経済・社会活動を支えるとともに、災害時には被災者の避難、救出、救助等に活用される基礎的なインフラです。

道路法等の一部を改正する法律（以下、改正道路法という）に基づき、近接目視で5年に1回の頻度で、全国統一的な尺度で健全性の診断を行うことを基本とし、点検を含む予防保全の観点を踏まえた維持・修繕に取り組みます。

橋りょうは道路と同様に、改正道路法に準拠するとともに「信濃町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、損傷を早期に発見し、修繕を的確な時期に行うことで補修費の低減を図ります。

また、計画的な修繕工事の実施により、予算の縮減と、突然の不具合による応急工事等の費用を低減します。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上水道

給水人口の減少や節水型機器の普及等により、水道水の使用量が年々減少し、水道料金収入が年々減少しています。

また、水道管及び配水池等の施設については、法定耐用年数切れによる老朽化が進んでおり、耐震化率も低い状況です。

そのため、平成 26 年度に策定した「信濃町水道ビジョン」に基づき、水道施設の計画的な更新を行うための財源確保策として、平成 28 年度に水道料金を改定したところです。今後とも引き続き人口減少を考慮した規模による施設の更新と持続可能な水道事業となるよう定期的な経営戦略の見直しを行いながら事業費用の確保を図っていく必要があります。

#### イ 下水処理対策

当町の生活排水処理対策は、公共下水道事業をはじめ、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理施設、合併処理浄化槽の 5 事業により進めています。

令和 2 年度末の汚水処理人口普及率（水洗化普及率）は 90%であり、農業集落排水事業を含めた野尻、柏原、古海、富濃、富士里の 5 処理区のうち柏原処理区を除く 4 処理区は、平成 20 年度で整備完了となっています。

下水道未整備地区の対応については、汚水処理整備方法について設備投資と経費改修の見直しを含めた中で、今後の方向性の検討が必要です。

令和 2 年度末の水洗化率（下水道への接続率）は 79%であり、毎年下水道への接続をされる住宅等ありますが、今後大きな接続率の伸びに至らない状況です。

また、下水道使用料収入も現時点では横ばい傾向であり、今後は人口減少、節水意識の向上などにより、使用料収入も減少していくことが予想されます。

一方、一部の処理場では稼働後 20 年が経過しており、処理設備の老朽化が懸念されます。今後、長寿命化のための大規模な修繕、設備の更新等を行っていく必要があります。

し尿等の処理は、し尿等の収集量の減少などにより適正処理に課題があります。将来にわたって適正な、し尿等の処理を継続するため、財政面及び今後のし尿等の収集量の減少に対応可能な公共下水道施設へのし尿投入について、関係機関との連携及び財政負担の軽減を考慮し早急に検討・整備をします。

#### ウ 環境衛生

当町は、排出量に応じた可燃ごみ処理有料化制度、容器包装プラスチックの再資源化を実施しています。

一般廃棄物の処理については、可燃ごみは長野広域連合で運営する焼却施設「ながの環境エネルギーセンター」（平成 31 年 3 月）及びし尿等は北部衛生施設組合の処理施設でそれぞれ適正に処理し、不燃物は枡形不燃物最終処分場で処理しています。

斎場は、北信保健衛生施設組合で運営する北信斎場たびだちの森（平成 28 年 5 月）

を利用しています。

枅形不燃物最終処分場については、埋立量が許容範囲に近づいてきていることから、新たな最終処分場についての検討を進めていく必要があります。

今後は、ごみの発生量の抑制やリサイクル率の向上により、ごみの焼却処分量を削減し、二酸化炭素の排出の少ない循環型社会の形成が望まれます。さらに、不法投棄防止対策への取組も重要となってきます。

## エ 環境保全

下水道施設、農業集落排水施設や合併処理浄化槽により生活排水の適正処理が進み、湖沼や河川の水質は改善が図られつつありますが、良好な生活環境を形成するため、水質汚濁防止に努めていく必要があります。

生活環境の保全に取り組むため、ごみの減量化・再資源化への取り組みを継続・充実するとともに、購入・消費・廃棄の各段階でごみを排出抑制（3R運動）する意識を高めていくことが重要です。

地球温暖化対策は、平成29年度に第3次信濃町地球温暖化防止実行計画を策定し、町で行う事務・事業で発生する二酸化炭素などの排出量を把握し、削減目標に向けた取組を行っています。低炭素社会構築に向けた新技術等の情報収集を行い当町に合った取組の検討などが必要です。

## オ 消防、防犯、防災等

当町では、鳥居川消防署信濃町分署による常備消防と、町消防団による非常備消防がお互いに連携しながら消防活動を行っています。

しかし、消防団については、団員確保の困難さや町外通勤者の増加、消防施設・車両等の老朽化といった問題も抱えており、日中の消防力の低下が懸念されています。

近年の大規模災害の教訓を踏まえ、地域防災計画を適宜見直すとともに、計画に基づき、災害時の情報通信体制の整備と備蓄食料や資機材の計画的な調達、備蓄倉庫や避難所等の充実が求められています。

また、安心・安全な町づくりには、消防団だけでなく、自主防災組織、防犯・交通安全組織の存続も必要不可欠であり、組織の維持運営に向けた対策が必要とされています。

公共建築物については、災害時には避難場所や応急活動の拠点として活用されま

す。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保充実や耐震性の確保が求められています。

## カ 公営住宅

町営住宅は46戸（東裏4戸、緑ヶ丘12戸、黒姫3戸、南町16戸、上島3戸、黒姫西口8戸）及び県営住宅黒姫団地が48戸あります。

また、長野県住宅供給公社で古間南町に分譲した団地（44戸）では住宅建設により定住人口が増加しています。

若者定住、U・I・Jターン者など町内人口増加のために、長野市など通勤の利便

性を考慮し、黒姫駅西口に単身者用住宅を整備しました。

しかし、町外から転入を希望する者が多い中、空き家情報の提供を求めても、空き家提供者が少なく、需要に応えられていないのが現状です。

## (2) その対策

### ア 上水道

平成 28 年度末に簡易水道事業の経営統合が完了したことにより、水道事業を一元管理し施設・会計管理の効率化を図ります。また、人口減少に対応した効率的な老朽管の布設替、配水池等の改修を計画的に進め、耐震性のある強靱な施設を目指します。

更に、事業運営に必要な資金を確保するため、平成 28 年度に水道料金改定の条例改正を行っておりますが、持続可能な事業経営のための料金改定を含めた経営改善が求められています。

### イ 下水処理対策

公共用水域の水質保全、住民の快適な生活環境づくりという汚水処理事業の目的を念頭に、下水道未接続者への接続啓発等を行う中で、下水道への接続を促進していきます。また下水道未整備地区の対応も、汚水処理整備方法について設備投資と経費の回収の見通しを含めた中で、今後の方向性の検討をしていきます。

人口減少等による下水道使用料の減少が想定される中でも処理場等施設の老朽化による設備更新が計画的に実施出来るよう、公共下水道施設の長寿命化計画や農業集落排水施設の最適整備構想の策定を行い、計画的な更新、修繕を行っていきます。

また下水道事業の安定的経営を目指し、令和 2 年度から経営状況を的確に把握するため地方公営企業法の法適化を行いました。施設維持管理業務など経費縮減と効率的・効果的な体制づくりに向けた取組を行っていきます。

適正なし尿等の処理を行うため、公共下水道施設へのし尿投入について、関係機関との連携及び財政負担の軽減を考慮し早急に検討・整備をします。

### ウ 環境衛生

#### □適正な廃棄物処理の推進

ごみ集積所の整備を推進し、ごみの質的・量的変化に応じた収集体制を充実します。

ごみの減量化、適正処理と再資源化を推進します。

不法投棄防止対策や、定期的なパトロールを実施します。

#### □ごみ処理施設の整備

新たな不燃物最終処分場について検討します。

#### □斎場の維持・管理

地域住民の需要に応えられるよう、新斎場の管理・運営に協力します。

### エ 環境保全

関係機関等と連携し、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの公害を未然に防ぐための監視に努め、健康で安心・安全に暮らせる生活環境の維持、向上に努めます。

また、地球温暖化対策や新たに起こりうる環境問題への早期対応・対策を図ります。

#### オ 消防、防犯、防災等

地域防災の中核となる消防団員の確保に努めるとともに、自主防災組織の結成を促進します。消防防災施設や設備、資機材、車両については計画的に整備・更新を行い、防火水槽等についても計画的に設置します。また、災害時の情報通信体制の整備を行い、備蓄食料や資機材の計画的な調達と備蓄倉庫や避難所等の充実を図るとともに、公共建築物の耐震化を促進し、住民にとって安心かつ安全に利用できる施設とします。

地域ぐるみで防犯、交通安全体制づくりを進めるとともに、歩道やガードレール等の整備を行います。

#### カ 公営住宅

人口増につなげる目的で、若者定住、U・I・Jターン者の増加を推進するために、転入希望者の相談窓口の充実を図ります。

空き家等の実態を調査し、有効活用を図るとともに通勤の利便性を考慮した町営住宅建設、戸数拡大、宅地造成の検討や民間賃貸住宅の整備を検討します。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道配水管布設替 配水池長寿命化工事 井戸ポンプ入替工事	信濃町 信濃町 信濃町	
	上水道・簡易水道	上水道と簡易水道の経営統合 信濃町上水道、古海簡易水道、菅川簡易水道、高沢飲料水供給施設	信濃町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業 処理場(浄化センター) 長寿命化工事 公共下水道施設にかかるストックマネジメント計画に基づく実施設計及び改良工事	信濃町	
	農業集落排水施設	農業集落排水処理設備更新事業 処理場(浄化センター)	信濃町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	地域し尿処理施設	長寿命化工事 施設機能・最適化整備構想にかかる 実施設計及び改良工事  し尿投入施設 し尿投入施設建設のための実施設計 及び建設	信濃町	
	その他	循環型社会形成推進交付金事業 未普及地区への合併処理浄化槽設置 公共下水道と農業集落排水事業統合	信濃町	分担金
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	可燃ごみ焼却施設の維持管理と建設  一般廃棄物最終処分場維持管理 ごみ集積場建設補助 生ごみ処理機購入補助	長野広域連合  信濃町 信濃町 信濃町	分担金
	し尿処理施設	処分施設の適正な維持管理	北部衛生施設 組合	
	(5) 消防	消防施設・設備更新事業 防火水槽新設事業 消防ポンプ自動車更新事業 小型ポンプ積載車更新事業 消防本部指令車更新事業 指令車更新事業 各分団本部塗装事業	信濃町 信濃町 信濃町 信濃町 信濃町 信濃町 信濃町	
	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業施設	公共下水道事業  下水道ストックマネジメント計画 (公共・特環) 策定事業 [事業内容] 下水道施設のライフサイクルコストの 低減や、予防保全型施設管理の導入のため の計画を策定 [必要性] 人口減少による使用料収入の減少が見 込まれる中、老朽化する管渠や施設の安	信濃町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>全の確保を計画的に行う必要がある。</p> <p>[効果] 戦略的な維持・修繕及び改築を行うことで建設改良費を平準化し良質な下水道サービスを持続的に提供することが可能となる。</p> <p>下水道事業計画変更事業</p> <p>[事業内容] し尿処理の受入れを含む汚水処理に関して、公共下水道へ統合するために下水道事業計画を変更</p> <p>[必要性] し尿・汚泥の受入れ及び農集等の処理区を公共下水道へ統合するためには、事業計画の変更を行う必要がある。</p> <p>[効果] 人口減少による使用料収入の減少や施設の老朽化、管理体制の脆弱化等の課題に対応するため、汚水処理施設全体を効率化することが可能となる。</p>	信濃町	
		<p>農業集落排水事業</p>	信濃町	
		<p>施設機能・最適化整備構想策定事業</p> <p>[事業内容] 農業集落排水施設等劣化状況の調査及び施設機能保全対策等を定めた最適化整備構想の策定</p> <p>[必要性] 人口減少による使用料収入の減少が見込まれる中、老朽化する管渠や施設の安全の確保を計画的に行う必要がある。</p> <p>[効果] 戦略的な維持・修繕及び改築を行うことで建設改良費を平準化し良質な下水道サービスを持続的に提供することが可能となる。</p>	信濃町	
		<p>都市計画マスタープラン見直し事業</p>	信濃町	



持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(8)その他	<p>[事業内容] 平成 27 年度に策定したプランを、PDCA サイクルにより 5 年ごとに見直しを行う</p> <p>[必要性] 都市計画法に基づき計画を策定</p> <p>[効果] 町の将来像を見据えて計画的な都市計画施設の整備を行い生活環境の向上が図られる。</p> <p>空き家対策</p> <p>[事業内容] 空き家対策特別措置法に基づき、空き家対策計画の策定を行い生活環境の保全、空き家の活用を図る</p> <p>[必要性] 空き家が適正に管理されていないことにより、近隣住民への生活環境の悪化を防止する。</p> <p>[効果] 生活環境の保全が保たれる。</p> <p>斎場の建設・運営</p> <p>[事業内容] 近隣 5 市町村による斎場運営に要する経費の負担</p> <p>[必要性] 町単独で斎場運営ができないため必要。</p> <p>[効果] 斎場の利用</p> <p>再資源化事業(容器包装プラスチック処理委託)</p>	<p>信濃町</p> <p>北信保健衛生施設組合</p> <p>信濃町</p>	<p>分担金</p>

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

上水道については、「信濃町水道事業ビジョン」に示されているとおり、20 年後には多くの水道施設が老朽化し、施設の更新が必要となります。一方、利用者である人口は減少すると見込まれます。このことから、優先順位を付け、各施設の統廃合や規

模縮小を進めます。

下水道についても管渠等老朽化の進行、人口減少などを踏まえ、集合処理区域の見直し、設備等の長寿命化修繕などの予防保全的管理を進めていきます。

また、農業集落排水処理施設にて実施する機能診断の結果を踏まえ、処理場の統廃合も視野に入れる中で、今後検討をしていきます。

本町が保有する供給処理施設は枅形処分場、信濃町堆肥センターの2施設です。枅形処分場は築35年、信濃町堆肥センターは築12年が経過しています。どちらの施設も町内には代替する施設がないことから、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針に準拠して長寿命化、維持管理を行います。

公営住宅の中には、築30年以上経過しているものもあり、「信濃町町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理が必要となります。将来的には、公営住宅周辺の公共施設、民間施設などの環境変化や地域性、人口減少などを考慮し、長期的な視野で施設のあり方について、改修、廃止を含めて慎重に検討します。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

年少人口の減少が進んでいるため、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援という視点を持ちながら、少子化に対する施策をさらに進めていく必要があります。また、高齢者は今後も増加が見込まれるため、高齢者が住み慣れたまちで、健康で、生きがいを持ち、活躍できる地域を作るため、在宅福祉サービス、地域包括ケアシステムの運営など高齢者の心身の状態に合わせた支援などにより多くの高齢者がいきいきとした生活を送れる環境を整備する必要があります。

### ア 子育て環境

急速な少子化の進行は全国に共通した課題となっており、これに伴う人口の減少は社会経済に大きな影響を与えています。このような中、当町における保育施設の公立保育園4園は、築40年以上経過し老朽化が進んでいるとともに、近年の女性の出産後も就労を継続する傾向、核家族化等により未満児保育希望者が増加しており慢性的な保育士不足が続いています。また、かつては家族や近隣から得られていた知恵や支援が得られにくくなったことにより起こり得る育児の不安や孤立など、保護者の子育てに対する様々な負担が増しており、地域全体で子育てを支える体制の構築や公的支援策の整備による子育て支援環境の充実が必要です。また、保護者が安心して子育てと仕事の両立が可能になるような子育て環境の充実を図る必要があり、多様化するニーズに対応できる子育て支援施設や施策、保育施設・放課後の子どもの居場所の確保に併せて相談体制の整備の検討が必要です。

### イ 地域福祉

高齢社会や核家族化が進展する中で、地域住民の関係が希薄化し、住民相互の支え合い機能が乏しくなっています。これからも地域で安心した生活ができるように、地域における交流の促進や担い手の育成、地域の困りごとを共有する機会を設け、住民同士がお互いに気持ちよく助け合える関係の構築がますます重要となっています。

福祉意識の高揚を図り、地域での互いの助け合いや支え合い、福祉ボランティア活動の活性化、障がい者や高齢者など誰もが地域の中で安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。

### ウ 高齢者福祉

高齢者数はますます増加し、団塊の世代が75歳を迎える令和7年度には、65歳以上人口が3,664人になり、町民の2人に1人が高齢者となると見込まれます。これに伴い、ひとり暮らし・高齢者のみの世帯が増えることが予想されるので、高齢者に対する福祉の充実はますます重要となります。

一方、人生100年時代に向け、高齢者が知識や知恵を生かせる場や機会づくり、生涯学習の充実など、地域の担い手として活躍してもらうことも期待されています。

高齢化の進行を背景とした社会問題への適切な対応・支援体制を整備し、高齢者にとって暮らしやすい地域づくりを進める必要があります。

## エ 児童福祉

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労形態の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる保護者は増加しており、保育ニーズの多様化も進んでいます。

信濃町子ども・子育て支援事業計画を推進し、妊娠出産から切れ目のない子育て支援を行い、安心して子どもを産み育てることのできる取組とともに、地域ぐるみで子どもたちを見守り、健やかな成長を育む環境づくりを進める必要があります。

## オ 障がい者（児）福祉

高齢化に伴う身体障がい者の増加、障がいの重複化とともに、過重労働等からのストレスによる精神障がい者の増加も予想されます。また、生活環境の多様化などにより家族等で介護することが困難になってきているため、福祉に対するニーズが増えています。

障がい者（児）の多くは、地域の一員として社会で自立して生活することを望んでおり、障がいへの理解を深めるとともに、自立・自己実現を支援する必要があります。

また、障がいの早期発見と療育を充実し、障がい者の社会参加を広める必要があります。

## カ 低所得者福祉

不安定な雇用形態やひきこもりにより、生活が困窮するケースや少額年金のため自立困難な高齢者が増えています。

相談指導体制の充実を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度を基本とした援護制度の活用を図り、低所得者の生活の安定と自立の促進を行う必要があります。

保護対象にならない低所得者世帯については、社会的孤立に陥る前に、民生児童委員及び長野県長野生活就労支援センター“まいさぼ信州長野”（※）等による相談支援や生活福祉資金の活用、低所得者層の世帯主を対象とした町独自の福祉医療制度による医療費の軽減などにより、生活の安定を図る必要があります。

※まいさぼ信州長野一平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、暮らしや就労に関する総合的な相談事業を実施する長野県社会福祉協議会が運営する組織

## キ 社会保障制度

医療・介護保険や公的年金などの社会保障制度は、人々の支え合いによって成り立っており、国民生活を支える重要な仕組みです。

しかし、少子高齢社会の進行や低迷する社会経済情勢を背景として、高齢者の医療費の増加、年金受給者や低所得者の加入割合の増加などから、財政基盤の脆弱化が進行しています。

社会保障制度を支えるためには住民一人ひとりの協力が必要であるため、公平な税負担（適正な税率、徴収率の向上）の促進とともに、保険・年金制度の周知及び啓発に努めることが重要です。

## ク 保健

少子高齢化が急速に進むなか、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上に向け、生活習慣病の発症及び重症化の予防を重視した取り組みが求められており、健康な生活習慣づくりや環境の改善など一層の重点をおいた対策の推進が重要です。

また、新生児から高齢者までが、健康の保持増進に努められるよう、健康づくりの総合的な指針として策定した「健康しなの21（第二次）」に基づき、さまざまな機会を通して支援を行っていく必要があります。

町の主要死因の半数以上を占めている「悪性新生物（がん）」、「心疾患」、「脳血管疾患」ですが、各種がん検診、特定健康診査の受診率は全国平均より低い状態となっています。早期発見・早期治療及び重症化を防ぐ「二次予防」や、適切な治療により機能の維持や回復を図る「三次予防」にとどまることなく、健康な生活習慣づくりや環境の改善など、疾病の発症を予防する「一次予防」に一層の重点をおいた対策の推進が重要です。

保健事業を継続的に実施していくための拠点である保健センターは重要な施設ですが、昭和50年代に建築され老朽化が進んでいるため、信越病院の改築と併せて改築する必要があります。

## ケ 成年後見制度

身寄りのない高齢者の増加や家族関係の希薄化等の背景から制度利用のニーズが高まる可能性があるため、専門的かつ継続的な支援が必要です。

### (2) その対策

#### ア 子育て環境

保護者が安心して出産・子育てができるように、子育て世代に対する適切な相談体制・交流の場の確保等により精神的な不安の解消を図り、更に、保育体制の充実・保育環境の整備・医療費助成・通学通園助成・放課後の子どもの居場所確保等の整備により、身体的・経済的な不安の解消を図り、安心して出産・子育て・保育・教育ができる支援体制等の構築を進めるとともに、弱体化している地域ネットワークの構築のため放課後等における地域活力を発揮できる体制を構築し、地域全体として子育てを応援できる環境整備を行います。

#### イ 地域福祉

□住民の支え合いによるまちづくり

- ①様々な機会を通じて福祉ボランティア活動を促進します。
- ②住民主体の活動と地域福祉活動が一体となって展開され、地域全体の福祉力が高まるよう、NPO活動の育成に努めます。
- ③学校・家庭・地域など、様々な場や機会を通じ、福祉教育や人権教育を進め、住民の福祉意識の高揚に努めます。
- ④地域福祉の中核を担う社会福祉協議会、身近な地域福祉の担い手として大きな役割を担う民生児童委員の活動支援を行います。

- ⑤障がい者団体や子育てグループなどの各種福祉団体・グループの活動支援を行い、仲間づくりや交流活動を促進します。

□安心して快適に暮らせるまちづくり

- ①福祉サービスに携わる職員や福祉活動関係者の資質の向上、幅広い福祉人材の育成・確保を図ります。
- ②多様な福祉ニーズに応えられる新たな事業の育成や、民間事業者・NPO等の福祉関連事業への参入を促進します。
- ③バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化など、誰もが安全・安心・快適に暮らせる人に優しい生活環境づくりに努めます。

ウ 高齢者福祉

□在宅福祉サービスの充実

- ①介護予防拠点施設等を活用した機能訓練の充実と、通所型サービスを充実します。
- ②介護保険地域密着型サービスの充実や住宅改良補助制度活用により、住み慣れた在宅での生活を支援します。
- ③認知症高齢者を介護する家族を支援します。

□施設福祉サービスの充実

ひとり暮らしが困難な高齢者のための施設系サービスの整備を図ります。

□社会参加活動の推進

- ①地域ぐるみで支えあうことを目指し、高齢者の交流、世代間交流、ボランティア活動などの地域維持活動を支援・促進します。
- ②地域での自主的な健康づくりの場や文化活動など高齢者の多様な通いの場づくりを進めます。
- ③高齢者の知識と経験を活用するため、就業等の社会参画を支援します。

エ 児童福祉

□地域の子育て環境の整備

- ①保育園舎の老朽化と今後の出生数の減少、保護者のニーズの多様化等を勘案し、認定こども園の設置と町立保育園のあり方について検討します。
- ②公園・広場の整備や学校施設の開放等により、身近で安全な遊び場を確保し、子どもが楽しく遊べるまちづくりを目指します。
- ③放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実などにより、働く保護者を支援するとともに、子どもが安全に楽しく遊べるまちづくりを進めます。
- ④子ども会活動や異年齢交流、三世代交流など、子どもの地域活動の場を増やし、地域ぐるみで児童の健全育成に取り組みます。
- ⑤町内各地域の育成会組織と連携しながら、子ども会活動の指導者やプレーリーダー（ボランティア）など、子育て支援の人材育成を進めます。
- ⑥乳幼児や小学校等の保護者を会員とし、児童の預かり等の支援を受けることを希望する保護者と、援助を行うことを希望する保護者との相互援助活動に関するファミリー・サポート・センター事業を充実させるため、連携中枢都市圏構想による

広域利用の検討をします。

⑦信濃町子ども・子育て支援事業計画を推進します。

□保育サービスの充実

- ①0歳児・低年齢児の受け入れ枠の確保と、それに伴う保育体制・施設の整備など、保育の充実を推進します。
- ②3歳以上保育の必要な園児の保育料無償化と全園児の給食費・保育材料費の無償化の継続により保護者の負担軽減を図ります。
- ③当町の豊かな自然体験や農業体験などの信州やまほいくの継続、高齢者とのふれあい活動、信濃小中学校と連携した活動など、保育内容の充実を図ります。

オ 障がい者（児）福祉

□「こころのバリアフリー」の実現

障がいについての情報提供、障がい者との交流活動やボランティア活動の充実に努め、ノーマライゼーション（※）の理念のもと、障がい者への差別や偏見のないまちづくりを進めます。

※年齢や障がいの有無にかかわらず、だれもが等しく普通の生活をおくれる社会こそ正常であるという考え方

□保健・福祉サービスの充実

- ①母親教室、妊産婦指導の強化、各種健康事業の充実、全出生児に対する早期訪問、指導、発達教育の充実などを推進し、乳幼児の疾病の予防、早期発見と適正な療育を進めます。
- ②障害者総合支援法に基づく一元的なサービスの提供に努めます。

□自立・自己実現のための支援

- ①保育園・小中学校への障がいのある児童・生徒の受け入れ、保育士・教職員の障がい教育研修の充実、進路相談体制の充実に努めます。
- ②公的機関での障がい者の積極的雇用及び企業等への障がい者の雇用を促進します。
- ③障がい者が自立して生活できるよう社会資源の整備を推進します。
- ④障がい者に関わるボランティア、障がい者団体の育成と活動への支援を行います。
- ⑤障がい者の社会参加を促す相談支援体制の整備と情報提供に努めます。

□障がい者が住みよいまちづくり

- ①障がい者に使いやすい施設整備と利用しやすい移動手段の確保に努めます。
- ②住宅改良費の助成制度の充実など障がい者・高齢者が安心して暮せる住まいづくりを支援します。

カ 低所得者福祉

□生活自立への支援

- ①生活困窮者自立支援制度の活用により一人ひとりの状況に応じた支援をします。
- ②生活福祉資金貸付等、各種制度資金の周知徹底、有効活用をします。
- ③低所得者の相談・指導活動を充実し、自立意識の啓発を図ります。

## キ 社会保障制度

### □国民健康保険制度の適正な運営

- ①保険税の適正賦課、公平負担の促進と徴収体制の強化を図ります。
- ②保険給付の適正化のため、レセプト（診療報酬明細書）点検の継続及び重複受診の是正指導に努めます。
- ③「データヘルス計画」（※）に基づき、町保健師との連携のもと、特定健診等の健診受診率の向上と生活習慣病の予防を図ります。
- ④長野県国民健康保険運営方針に基づき、信濃町国保の適正な運営に努めます。

※検診情報等のデータを分析し、保健事業を効果的・効率的に実施するための事業計画

### □後期高齢者医療保険の運営

- ①保険料の徴収・支払事務の効率化、徴収率の向上を図ります。
- ②75歳以上の保健事業「いきいき検診」を実施し、疾病、介護予防の強化に努めます。

### □介護保険制度の適正な運営

- ①地域包括ケアシステムの推進に努めます。
- ②サービス事業所との情報交換による介護保険事業の適正な運用に努めます。
- ③地域密着型介護サービスの推進に努めます。
- ④保険料の徴収・支払事務の効率化、徴収率の向上を図ります。

## ク 保健

### □健康づくりの推進

- ①「住民の健康は各家庭から」の啓発活動を実施します。
- ②未受診者への受診勧奨や、受診しやすい体制づくりを行い、特定健康診査やがん検診をはじめとする各種健（検）診、人間ドックの受診率の向上を図ります。
- ③家庭訪問指導や個別相談事業、健康教室の開催などにより、一人ひとりに合った健康づくりを支援します。
- ④講演会の開催などにより、こころの健康についての知識の普及を図るとともに精神障がい者に対する相談支援体制の一層の充実を図ります。
- ⑤「信濃町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、感染症等に対する啓発活動や予防対策に努めます。
- ⑥健診や健康講話などを通じて、歯及び口腔の健康増進に努めます。
- ⑦生活習慣病の発症及び重症化の予防を重視した取り組みや栄養・食生活の改善のための個別指導や通いの場等「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を推進します。

### □健康づくり体制の整備

- ①保健サービスの提供の拠点である保健センターの施設及び相談・健診・指導体制を充実します。



- ②住民主体で行われる健康づくりのための活動を、専門スタッフを派遣するなどして支援します。
- ③「データヘルス計画」に基づき、健康管理システムの活用等により、効果的な健診データ管理を行います。
- ④健康づくり推進協議会を開催し、単年度の計画作成と評価を行います。
- ⑤保健師、栄養士など専門技術スタッフの計画的な確保と資質の向上に努めます。

□子育て支援体制

信濃町子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦や乳幼児の健診、育児相談、訪問指導の充実を図るとともに、マタニティセミナーの開催、子育てグループへの支援等を通じ、子育ての不安の解消に努め、妊娠期から子育て期を中心に切れ目のない支援を行います。

ケ 成年後見制度

長野市との連携協約に基づき、成年後見制度に関する相談支援業務として長野市成年後見支援センター事業を実施します。

## (3) 計画

## 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及 び増進	(1)児童福祉施設 保育園	保育園の充実 (通園委託・補助)	信濃町		
		保育園施設整備事業	信濃町		
		子育て支援ルーム	信濃町		
	児童館	児童クラブ運営事業	信濃町		
		(3)高齢者福祉施設 地域密着型サービス	看護小規模多機能居宅介護施設整備	信濃町・民間	
			地域密着型特別養護老人ホーム整備	信濃町・民間	
	その他	特定施設入居者生活介護施設整備 高齢者共同住宅の整備	信濃町・民間 信濃町		
	(7)市町村保健センター 及び母子健康センター	保健センター整備事業	信濃町		
		健康管理事業	信濃町		
	(8)過疎地域持続的発展 特別事業	保育サービス・環境充実事業 [事業内容] 0歳児・低年齢児の受入れ枠拡大と、 多様化する保育ニーズに応えるため にサービスの充実及び環境を整える [必要性] 人口減少対策において、子育てをし やすい環境整備を図る必要がある。 [効果] 保育に対するニーズに的確に対応 し、子育てをしやすい環境を整備す ることで、人口増が期待できる。	信濃町		
	医療給付事業（世帯主療養給付金） [事業内容] 75歳未満の非課税世帯の世帯主へ 医療費助成	信濃町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9)その他	<p>[必要性] 健康保持と医療費の負担軽減を図ることで人口流失を防ぐ必要がある。</p> <p>[効果] 安心して医療にかかり住み続けていきたい気持ちを保つことにつながり人口の流出を防ぐことができる。</p> <p>ひだまりセンターの運営</p> <p>ひだまりセンター整備事業</p> <p>緊急通報体制整備</p> <p>高齢者・障害者等の外出支援</p> <p>高齢者に優しい住宅改良促進事業</p> <p>障がい者に優しい住宅改良促進事業</p> <p>子育て支援事業 (切れ目ない支援体制整備)</p> <p>ファミリーサポート事業</p> <p>成年後見センター共同設置</p>	<p>信濃町</p> <p>信濃町</p> <p>信濃町</p> <p>信濃町・民間</p> <p>信濃町</p> <p>信濃町</p> <p>信濃町</p> <p>信濃町・広域 連携</p> <p>信濃町・広域 連携</p>	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

町内には公立保育園が4園設置されています。そのうち昭和56年以前の旧耐震基準で建てられている保育園もありますが、平成24年度に耐震化工事が済んでいます。

今後は、日常的・定期的な点検・維持管理を行い、施設の安全を確保するとともに長寿命化を図ります。一方、園児数の減少が見込まれることから、統合、用途変更を含めて、利用状況等の変化に対応した計画的な管理方法を検討します。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

昭和30年に開設した信越病院は、町内唯一の医療機関として町の医療を担ってきました。高齢化が進む中で、病院の果たすべき役割はますます重要になっています。

また、年間90万人以上の方が訪れる観光地の病院として、救急機能の果たす役割は大きなものとなっています。

町立病院として町行政と連携し、在宅医療、人間ドックを始めとした各種健診事業、予防接種事業、児童等の健診事業などを継続し、加えてへき地診療所である古海診療所での診療や福祉施設との連携を図り一層の保健・福祉・医療・介護の連携強化による在宅支援を通じて、地域包括ケア体制を構築する必要があり、また介護療養型医療施設の制度廃止により、制度を利用して施設に入所されている方への代替りの施設及び仕組みとして、第8期介護保険事業計画で示す看護小規模多機能型居宅介護など新たな施設の整備の設置を進めながら、一人ひとりの介護計画を見据えた仕組みを活用することが喫緊の課題となっています。

地理的条件等により医師、看護師等が慢性的に不足している課題に対し、病院改革プラン(令和3年3月)に沿った医師及び看護師の確保を進めることも重要な課題です。

施設面においては、昭和46年に建築された現施設は40年以上を経過し、老朽化が進んでいる状況から、今後の病院のあり方について、有識者・住民代表等による検討委員会の答申をいただき、移転改築事業を進めています。

### (2) その対策

町内唯一の医療機関として乳幼児から高齢者までのニーズに応えられる医療サービスの提供と、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、町の保健予防・介護福祉部門や町内福祉施設等と保健、医療、福祉、介護の連携強化を図り地域包括ケア体制の充実に努めます。

また、引き続き医師、看護師等の確保に努めるとともに、医師・看護師が働きやすく、また働き続けられる環境の整備にも努めます。

老朽化してきた病院施設及び医療機器については、「信越病院再整備基本構想・基本計画」による建替えを進めています。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設  病院	病院再整備事業（旧小学校解体・建設 工事費）	信濃町	
		病院再整備事業（旧小学校解体・建築 実施設計費等）	信濃町	
		医療機器整備事業（病院再整備）	信濃町	
		医療施設改修事業（既存建物）	信濃町	
		(3)過疎地域持続的 発展特別事業	不採算地区医師確保事業 （医師募集費用） [事業内容] 地域医療を推進する医師を確保するた めの募集に係る費用 [必要性] 人材の安定的な確保が必要である。 [効果] 医師の確保により、地域医療体制の充 実が図られる。	信濃町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

信越病院は築40年以上、保健センターは築30年以上経過しており、建替が予定されています。具体的な建替内容は、利用状況、住民のニーズや策定予定の「新信越病院改革プラン（仮称）」を踏まえ検討します。

また、施設保有量の適正化に向け、保健センターや介護施設等の複合化も検討します。建替までは、計画的な点検を実施し、維持管理を行います。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

社会が急激に変化する中で、自己肯定力、社会力、学力の三つの力をバランス良く身につけながら子どもたちの「生きる力」を育むことが求められます。また、学習指導要領の改定により、義務教育での情報教育・外国語教育がこれまで以上に必要とされています。当町では小中一貫教育の強みを生かした特色ある教育により、信濃町に誇りを持った次代を担う人材の育成が求められています。

#### ア 学校教育

平成24年4月に長野県内の公立学校では初となる施設一体型の小中一貫教育校「信濃小中学校」を開校し、平成28年度には学校教育法改正に伴い、「義務教育学校」に移行しました。当町の教育資源を生かした質の高い特色ある小中一貫教育を推進しています。「しなの学校応援団」や「学校運営協議会」による地域に開かれた学校づくりと地域人財を生かしながら、その成果と課題を検証し、教育内容を充実させ次期計画へつなげていく必要があります。

また、GIGAスクール構想の下で整備したICT端末の積極的な利活用等による教育活動の充実と新学習指導要領の趣旨の実現に資するよう、児童生徒の資質・能力の育成を図る取組が求められています。

学校施設及び設備は、適正な維持管理・予防保全的修繕整備を進める必要があります。教員住宅については、老朽化が進んでいるため、機能維持を図りながら、計画的な改修と規模の適正化が課題となっています。

学校給食では、安心安全な給食の提供と地域食材の利用など取組を進めていますが職員（調理員）の確保が難しく、職場環境の改善が課題となっています。また、老朽化した施設及び設備は、随時整備又は更新する必要があります。

#### イ 社会教育

##### □生涯学習

信濃町は面積が広く集落数も多いため、地区ごとに4つの公民館を設置し、事業を担う専門委員を配置することにより、他町村にない公民館体制が維持されています。気軽に学べる機会が常に身近にあり、人や情報が集まる公民館となっています。今後は、多様化する学習ニーズへの対応、世代間交流を促す環境づくり、まちづくりやボランティア活動につながる仕組みづくりが必要です。

事業を通じ、学習の機会や年代を越えた交流が自然発生する場となる地域づくりの核として重要な施設であると共に、避難所として今後も維持していく必要があります。

現在、4つの公民館の改修・耐震化が図られ、利用者が安全、安心して使用できるようになりましたが、利用者のニーズにあうような快適な空間づくりのための改修が必要となります。

## 公民館

	信濃町公民館 (総合会館)	野尻湖支館	古間支館 (地域交流施設)	富士里支館
創 立	S31. 9. 30	S22. 7. 1	S23. 2	S23. 2
敷 地 (㎡)	3, 139. 26	4, 737. 12	10, 004. 33	1, 564. 27
建設年月日	S59. 7. 31	S47. 12. 19	S53. 10. 10	S50. 4. 5
構 造	R C 2 F	R C 3 F	R C 3 F	R C 2 F
延面積 (㎡)	1, 497. 65	1, 452. 56	2, 820. 25	1, 118. 0
建築面積(㎡)	736. 49	592. 93	1, 026. 25	610. 04

## □社会体育

住民が健康で明るい豊かな社会生活を営むには、スポーツ・レクリエーション活動を通じた、健康と体力の維持・増進が必要で、それに向かう町民の意識の高揚が不可欠で、スポーツを身近なものとしてもらえるよう、多様なスポーツ活動を提供しています。

活動中の各スポーツ団体へは、町民が継続してスポーツを楽しめるよう支援をしています。ジュニア層の競技力向上については、優秀な技術者、指導者の育成も必要です。

施設面では、小学校廃校による地区グラウンドや地区体育館があり、スポーツを楽しむ場の供給は多くなりましたが、いずれの施設も老朽化が進みます。また、体育館の電灯は、古い水銀灯を使用しており、災害時の落下の危険もあり、LED化への改修や避難所としての必要な改修・施設環境整備を進めます。

## 社会体育施設

施 設 名	面積等	建設年度	備 考
古間テニスコート	2 面	昭和 54 年	照明施設 (昭和 57 年)
古間グラウンド	7, 000 ㎡	昭和 51 年	小学校移転に伴い多目的施設となる照明施設 (昭和 57 年)
総合体育館	3, 247 ㎡ (床)	昭和 61 年	RC 1F 2, 188 ㎡ 2F 1, 059 ㎡
ふれあい広場 「いこいの家」	696 ㎡ (床)	平成 2 年	RS 1F 696 ㎡
ふれあい広場 「ウェルネス倶楽部」	1, 881 ㎡ (床)	平成 4 年	RS 1F 1, 709 ㎡ BF 172 ㎡

## 旧小学校グラウンド

グラウンド名	グラウンド敷地	その他	旧学校敷地
野尻湖グラウンド	2,771 m <sup>2</sup>	6,005 m <sup>2</sup>	12,556 m <sup>2</sup>
古海グラウンド	4,062 m <sup>2</sup>	6,247 m <sup>2</sup>	10,309 m <sup>2</sup>
柏原グラウンド	11,688 m <sup>2</sup>	10,474 m <sup>2</sup>	22,162 m <sup>2</sup>
富士里グラウンド	5,606 m <sup>2</sup>	13,356 m <sup>2</sup>	18,962 m <sup>2</sup>
古間第2グラウンド	9,053 m <sup>2</sup>	20,252 m <sup>2</sup>	29,305 m <sup>2</sup>

## 旧小学校体育館

体育館名	建設年月日	構造	延面積 m <sup>2</sup>	アリーナ 面積 m <sup>2</sup>
野尻湖体育館	S47. 11. 30	S	612	378
	H23. 3 アスベスト除去			
	H23. 3 耐震補強			
古海体育館	S55. 11. 30	R. S	719	558
	H22. 9 耐震補強			
柏原体育館	54. 11. 30	R. S	1,048	560
	H22. 10 耐震補強			
富士里体育館	56. 11. 30	R. S	755	503
古間体育館	51. 11. 30	R. S	790	495
	H22. 9 耐震補強			

略号 R=鉄筋コンクリート S=鉄骨

## (2) その対策

### ア 学校教育

#### □小中一貫教育推進事業

義務教育学校として、教職員の定数配置などについて取り組みます。また、学校評価について、外部評価等も視野に入れ、4・5区分や小中一貫教育の成果と課題を評価検証し、教育内容を充実させていきます。

質の高い特色ある小中一貫教育を推進するため、町費による講師・支援員を配置して対応します。

教職員の研究・研修活動を充実させ、教育の質の向上を図るとともに、保育園と学校での「ふるさと学習」を通じた教育活動によって、子どもの主体性と郷土愛を育みます。

I C T端末の利活用等による主体的・対話的で深い学びの実現と子どもが自主的に家庭学習に取り組める教育環境を整えながら学力の向上を図ります。

授業で使用する教材費等について公費負担を行い、義務教育期間中の家庭負担を軽減します。

#### □学校教育関連施設

校内施設及び設備の適正な維持管理と計画的な改修、点検及び修繕を進めます。



通学路の安全確保のための整備を進めるとともに、老朽化したスクールバスを更新し、遠隔地の児童生徒の通学手段を確保します。

I C T機器の整備・利活用による働き方改革と教員住宅の適正な維持管理に努め、教職員の労働環境の改善を図ります。

また、給食センター施設及び設備の適正な維持管理と、職員の確保に努めます。

## イ 社会教育

### □生涯学習

住民の学習ニーズを把握しながら、地域資源や生活文化、現代的な生活課題等を踏まえた各種生涯学習講座・教室を企画し、子どもから高齢者まで、幅広い年代の自主的な学習活動を促進します。

若い世代や子供の成長への高齢者の豊かな知恵や経験を活用、高齢者の生きがいづくりに向け、生涯学習の中での世代間交流の充実を図ります。

総合会館や各公民館について、老朽化に対応した計画的な改修や適正な維持管理を行います。また、バリアフリー化を順次進めていきます。

### □社会体育

住民主導によるスポーツ振興をさらに進めるため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

各種スポーツ団体やジュニア指導団体の自主的な活動を支援し、職場や地域におけるスポーツ活動の活性化を促進します。また、多様なスポーツニーズに応えられるよう、指導者の育成と資質の向上に努めます。

施設面では、各地区体育館の非構造部材耐震化改修や老朽化した体育施設等の計画的な改修を行います。

## (3) 計画

## 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	学校整備事業 校舎外壁補修工事 校舎内照明 LED 化工事	信濃町		
		学校備品等整備事業 I C T機器整備	信濃町		
		スクールバス 教職員住宅	スクールバス購入（更新） 教員住宅改修事業	信濃町 信濃町	
	給食施設	学校給食センター整備事業	信濃町		
		(3)集会施設、体育施設等 公民館	公民館（地域交流施設）耐震化・改修事業	信濃町	
	体育施設		体育施設改修事業 古間第2体育館改修工事 富士里体育館改修工事 各社会体育館非構造部材耐震改修工事業務	信濃町 信濃町 信濃町 信濃町	
			ウエルネス温水プールボイラー省エネ改修	信濃町	
		(4)過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	小中一貫教育推進事業 [事業内容] 質の高い教育環境づくりに向け、小中一貫教育推進に必要な講師を配置する [必要性] 4・5区分による学びの充実、5年生からの教科担任制の導入、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな学習支援の充実など独自の小中一貫教育を行い、町の将来を担う児童生徒を育成するため。 [効果] 義務教育学校として、特色ある小	信濃町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>中一貫教育と質の高い教育環境を整備することができる。</p> <p>教材費等購入費負担軽減事業 [事業内容] 人口増プロジェクトに位置付けられた、義務教育期間中の家庭負担の軽減を図るための教材費等の購入費用 [必要性] 子育て世帯への独自の経済支援の充実を図る必要があるため。 [効果] 信濃小中学校の教材費（学級費）を無償化し、保護者負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てられる環境整備を推進することができる。</p>	信濃町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

町内の小中学校は、平成24年に新設された信濃小中学校に統合されています。今後は、児童・生徒数の減少が見込まれることから、教育内容等の変化に対応した計画的な維持管理を行います。

教員住宅は、老朽化が進んでいる施設も多く、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針に準拠のうえ、環境変化や地域性、人口減少などを考慮し、優先順位を設定し、統合や廃止を検討します。

文化系施設としては、各地区の公民館などがあります。比較的新しい建物もあれば、築30年以上経過する建物もあります。これらは、利用状況や人口変化を踏まえ、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針に準拠のうえ、日常的・定期的な点検・維持管理を行うとともに、長期的な視野で施設のあり方について、改修、廃止を含めて慎重に検討します。

町内のスポーツ・レクリエーション系施設は、ウエルネス倶楽部、総合体育館、旧小中学校の体育館です。このうち、ウエルネス倶楽部は指定管理者制度を利用し、民間ノウハウを導入し、効率的な運営に努めています。

ウエルネス倶楽部は築20年以上経過、総合体育館は平成28年8月に築30年となり大規模改修の時期を迎えます。これらの施設は、利用状況を踏まえ、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針に準拠のうえ、日常的・定期的な点検・維持管理を行うとともに、長寿命化、廃止、統合を検討します。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

当町は、大きく旧村単位で野尻、柏原、古間、富士里の4地区に分かれ、大字単位では10、大小合わせて90余もの集落からなります。

それぞれの集落が、歴史的背景、特性の下で成り立ち、地域づくりを進めてきました。

集落の中には、数戸で集落を形成しているところもあれば、住宅地の造成や転入により集落内の人口が増加し活気が増しているところもあり、集落の規模にも格差が生じています。管理の行き届いていない耕作放棄地や空き家が増加していることから対応していく必要があります。

### (2) その対策

現在のところ、集落の統合・再編成の予定はありませんが、今後、さらに戸数が減少し集落としての機能の維持が難しくなっていった場合には、集落の再編・統廃合等を検討していきます。当面は、自立した集落の活動を促進するための活動費の助成、集会所等集落の活動拠点となる施設改修費の助成や集落支援員制度の運用などを実施することにより、人口減少の歯止めと活気ある地域づくりを進めます。

また、空き家バンク制度の周知を進めることにより、登録物件の増加を図り、空き家の有効活用及び良好な住環境の維持に努めます。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	地域活動支援事業 [事業内容] 集落(地域)が自主的かつ主体的に活動する事業の一部を助成 [必要性] コミュニティ組織を活性化するため支援する必要がある。 [効果] 地域の連帯感が高揚することで地域活性化が図られる。	信濃町	
	(3)その他	地域活動拠点施設改修事業	信濃町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する施設はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、新規に整備する必要がある場合は、中長期的な計画を立て、費用対効果を十分に考慮したうえで行います。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

野尻湖ナウマンゾウ博物館、俳人小林一茶の史跡と記念館、黒姫高原の黒姫童話館などの文化施設を有していますが、設備の老朽化等が進行し利用者も減少しています。

住民が日常的に地域文化に親しみ、心豊かに暮らせるとともに、町外からも多くの方が訪れるような文化環境の整備と充実が必要です。

来場者を増やすために、町ホームページやSNSを活用してイベント等の情報を発信しているほか、長野地域連携中枢都市圏の市町村と連携したPR活動等を行っています。

施設名	建築年	現状入館者数 (令和元年)	目標入館者 (令和7年)
野尻湖ナウマンゾウ博物館	昭和59年	33,478	38,000
一茶記念館	平成15年	10,431	15,000
黒姫童話館	平成3年	15,116	20,000
童話の森ギャラリー	平成11年	9,874	13,000

### (2) その対策

#### ア 文化・芸術活動の推進

- 文化振興のための組織づくりと文化施設の設備の充実を図ります。
- 町民の文化活動の支援及び町民文化フェスティバルを開催します。
- 町内文化施設の学芸員体制のもと、体験学習の機会や町民の文化芸術活動を促進します。
- 児童を対象とした読み聞かせや紙芝居を開催します。
- 音楽コンサートや道化師の公演等、家族で楽しめるイベントの充実を図ります。
- 童話実作入門教室を開催することで、大人が童話に興味を持つきっかけ作りに努めます。

#### イ 伝統文化の保存と活用

- 埋蔵文化財などの調査研究と保存整備に努めます。
- 伝統行事の調査研究を進め、指導者の発掘と後継者の養成支援や記録保存の推進に努めます。
- 文化財の指定と保存及びその活用を図ります。
- 北信地方に伝わる民話を多くの方に知っていただく取組を行います。
- 紙芝居や読み聞かせの演者の育成と活用場としての利用を促進します。

#### ウ 文化交流活動拠点の整備・充実

- 野尻湖ナウマンゾウ博物館は平成29年度に改修工事が完了し、住民や観光客の交流の場として整備することができました。この場を活かし、地域と協働する事業を展開して、文化交流活動の拠点としての役割を果たせるように努めます。

- 野尻湖ナウマンゾウ博物館はナウマンゾウ化石や氷河時代、旧石器時代研究の拠点施設としてさらに整備を進め、研究成果の発信、普及活動を行います。
- 野尻湖ナウマンゾウ博物館は信濃町と周辺地域の自然と歴史に関する資料の収集を行い、それらの普及、保存、活用を地域住民と連携して実施します。
- 一茶に関する調査研究、展示、普及活動の拠点施設として一茶記念館の内容の充実を図ります。
- 黒姫童話館は、児童文学に関する展示・普及活動、エンデ等児童文学の研究に関する拠点施設として内容の充実を図ります。
- 童話の森ギャラリーは、信濃町ゆかりの画家や作家に関する展示・普及・保存活動を行い、内容の充実を図ります。
- 施設の老朽化が進む黒姫童話館、童話の森ギャラリーの設備更新等について計画的に行い、住民が郷土の文化・芸術に親しみ、愛着を感じる文化交流活動拠点としての整備及び充実を図ります。

#### エ 観光資源としての役割強化

- 全国俳句大会のように、全国へ向けて歴史・文化・芸術の町「信濃町」を情報発信します。
- 町内の自然、芸術文化、歴史のガイドマップ作成と案内看板設置、ガイドボランティアの育成を進め、観光資源として活用を図ります。
- 野尻湖ナウマンゾウ博物館は地域住民と連携し、ナウマンゾウのモニュメントやサテライトミュージアムなどを整備することにより、滞在・体験型の観光を促進し、地域協働のまちづくりを推進して、観光拠点の役割を果たせるように努めます。
- 黒姫童話館、富山県射水市大島絵本館、軽井沢絵本美術館が中心となり設立した「絵本ミュージアム協議会」としての活動を充実させ、絵本を扱う館や絵本の出版社との協力体制の構築に努め、連携して情報発信を行います。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1)地域文化振興施設等  地域文化振興施設	野尻湖ナウマンゾウ博物館及び関連 施設整備事業 関連施設改修、設備の充実  黒姫童話館及び童話の森ギャラリー 整備事業 施設の改修、設備の充実  一茶記念館及び史跡等整備事業 施設の改修、設備の充実	信濃町   信濃町  信濃町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

社会教育系施設としては、一茶記念館、黒姫童話館、野尻湖ナウマンゾウ博物館などがあります。このうち、野尻湖ナウマンゾウ博物館は築30年以上経過しています。これらの施設は、利用状況を踏まえ、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針に準拠のうえ、日常的・定期的な点検・維持管理を行うとともに、長期的な視野で施設のあり方について、改修、廃止、統合を含めて慎重に検討します。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

再生可能エネルギーは石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料とは違い、二酸化炭素の排出量が少ない太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーです。

令和元年に発生した「令和元年東日本台風災害（台風第19号）」をはじめとした地球温暖化に起因するといわれている異常気象や気象災害が世界各地で頻発しており、再生可能エネルギー利用推進は地球規模で求められている課題となっています。

当町における再生可能エネルギーの状況は、民間事業所が町内の山林等に太陽光発電設備を設置していますが、開発に当たって、景観の阻害や森林伐採等による自然環境への悪影響が懸念される等の課題があります。

また、長野地域連携中枢都市圏では、再生可能エネルギーや省エネルギーに係る設備の導入を推進するため事業の検討に取り組んでいます。

### (2) その対策

再生可能エネルギーは、脱炭素社会に向けた手段の一つとして普及が求められていることから、ガイドラインや指導要綱に基づいた対応を引き続き行い、自然環境等に配慮しながら「2050 ゼロカーボン」に向けた再生可能エネルギーの利用推進を図り、社会課題の統合的解決を目指すSDGsの達成を目指します。

また、長野地域連携中枢都市圏において、圏域内の関係市町村と連携し、再生可能エネルギーや省エネルギーに係る設備の導入に向けた調査研究及び地域木質バイオマスの利用推進等を行い、ゼロカーボンを推進します。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	ペレットストーブ利用促進事業  木質バイオマス等活用関連事業	信濃町・民間  信濃町・民間	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	(3)その他			

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する施設はありませんが、連携中枢都市圏事業において、近隣自治体における公共施設共同利用、共同設置について研究し、広域的な連携について検討を進めます。



## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

当町が持続的に発展していくためには、有害鳥獣等から農作物被害を防ぎ、安定的な農業を営める環境整備が必要です。また、公共施設の老朽化に対応するため、計画的なメンテナンスや新技術の導入により、財政負担の軽減を図りながら改修・更新を行い、災害に強い安全なまちづくりを進める必要があります。

#### ア 有害鳥獣対策

耕作放棄地の点在や温暖化などに起因する里山の環境変化により、中山間地で人と有害鳥獣の生活環境が混在するところが広がり、農作物等の被害が大きくなっています。住民や猟友会の情報を基に、檻やわな、電気柵による被害防止対策を進めていますが、農作物等への被害防止の根本的な解決策には至っていません。

#### イ 公共施設等のマネジメント

高度経済成長期以降の急激な人口増加に対応するため整備を進めてきた公共施設の老朽化に対する対応が、近年課題となっています。また、道路や橋梁、上下水道等についても老朽化に伴う更新等により相当の費用負担が予想されます。

さらに、人口減少・少子高齢化に対応していくためにも、これまでと同じような公共施設の維持は困難と考えられます。

これらを踏まえた上で、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、公共施設の集約化や複合化、長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を行うとともに行政サービスの向上を目指す必要があります。

### (2) その対策

#### ア 有害鳥獣対策

地域で対応できる「集落捕獲隊」の設置は、高齢化する猟友会の課題解決の一助でもあり、鳥獣害に有効な対策です。猟友会との共同による農作物被害防止を継続しながら地域でできる対策を進めます。

農家個々で設置する電気柵と集落等広域で設置する電気柵の併用により、農家の負担を軽減する補助事業等を活用し、被害防止を図ります。

#### イ 公共施設等のマネジメント

公共施設については、定期的な点検や劣化度診断等に基づき、適切な時期に修繕、改修等を実施することにより、予防保全型の維持管理を行い維持管理費用の平準化や縮減を目指します。

また、公共施設個別施設計画に基づき、施設の利用状況や地域バランスを考慮し、同じ機能を持った施設の集約化や複合化等を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)有害鳥獣対策	有害鳥獣駆除対策	信濃町	
	(2)公共施設の更新・統合・長寿命化	町有施設の再構築	信濃町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

町民が安心して公共施設等を利用できるよう、日常的・定期的に点検・維持管理・保全を行います。点検・維持管理・保全は項目や方法等を整理し、計画的に行います。

避難所として指定している体育館をはじめ、公民館、保育園等の主だった施設は「信濃町耐震改修促進計画」に基づき耐震化を実施済みですが、その他の施設にあっては、必要に応じて耐震診断を実施し、長期的な視野で利用状況や費用等を考慮しつつ、更新、統廃合等を含めた施設のあり方について検討します。

【添付資料】事業計画（令和3年度～令和7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促進、 人材育成	移住体験ツアー及び情 報発信事業	<p>[事業内容] 住民参加型の情報発信体制の構 築、企画体験ツアーの実施</p> <p>[必要性] 体験を通して町内の魅力を知っ てもらふ必要がある。</p> <p>[効果] 移住希望者に対し効果的で魅力 ある情報を発信することで移住 の増加につながる。</p>	信濃町	
	移住体験施設管理運営 事業	<p>[事業内容] 移住促進対策として整備した、 田舎暮らしの体験を行うための 移住体験施設の運営及び管理に 係る費用</p> <p>[必要性] 移住検討者が移住体験施設で生 活体験をし、住家や就労等の情 報収集を行う必要がある。</p> <p>[効果] 移住検討者に効果的な情報及び 魅力を発信することにより移住 者の増加につなげる。</p>	信濃町	
	若者定住促進家賃補助	<p>[事業内容] 40歳以下の賃貸住宅に入居した 際の家賃助成</p> <p>[必要性] 町内に移住・定住しようとする 者の負担を軽減し定住の促進を 図る必要がある。</p> <p>[効果] 移住定住を促進し、人口増加に よる地域の活性化につながるこ とが期待できる。</p>	信濃町	



持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	癒しの森コース整備事業	<p>[必要性] 人口減少が加速する中、起業・創業の育成と発掘に取組み、地域に新たな産業と雇用を生み出すことができる。</p> <p>[効果] 新規起業家の増加や事業成長に伴う収益等の向上により、地域の雇用の拡大が促進される。</p> <p>[事業内容] 癒しの森(御鹿池)コースの老朽化した案内看板を制作し、立て替える。</p> <p>[必要性] 看板の老朽化により癒しの森のイメージを損ない、表示も見えにくくなっているため、更新を必要とする。</p> <p>[効果] 看板の表示が改善され、コースの維持管理が適正になされていることが確認でき、安全に通行できる。</p>	信濃町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	農道維持管理事業(農道橋梁点検事業)	<p>[事業内容] 上信越自動車道にかかる誇高速道路橋の見沢橋について、県道路橋定期点検要領に基づき点検を行い、現況の損傷状況や変状を把握することにより、現橋梁の健全性及び高速道路の通行の安全性を確認し、今後の安全性確保のための対策を判断するための資料を作成する。</p> <p>[必要性] 橋梁は住民の日常的な移動のための交通経路であり、交通手段の確保のため橋梁の計画的な維持管理が必要である。</p>	信濃町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋梁長寿命化修繕計画 策定事業	<p>[効果] 橋梁の健全性及び高速道路の通行の安全性を確認することにより、今後の安全性確保のため、より効果的に対策を講じることができる。</p> <p>[事業内容] 老朽化が進む 120 橋梁について、利用者及び第三者等の被害防止のため点検を実施し、危険性の有無を判定</p> <p>[必要性] 橋梁は住民の日常的な移動のための交通経路であり、交通手段の確保のため橋梁の計画的な維持管理が必要である。</p> <p>[効果] 維持管理を計画的かつ継続的に実施し、コストの縮減と橋梁の長寿命化を図ることができる。</p>	信濃町	
	道路ストック総点検事業	<p>[事業内容] 道路案内標識等の点検作業を行い、計画的な維持修繕を行う</p> <p>[必要性] 老朽化等による崩落などの事故を未然に防止するため、点検を実施する必要がある。</p> <p>[効果] 損傷・劣化等を把握することにより、安全な道路交通を確保することができる。</p>	信濃町	
	橋梁点検 120 橋梁	<p>[事業内容] 予防保全的な修繕等の円滑な政策転換を図りながら維持修繕を行う</p> <p>[必要性] 橋梁は住民の日常的な移動のための交通経路であり、交通手段の確</p>	信濃町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p>鉄道通学定期支援事業</p>	<p>保のため橋梁の計画的な維持管理が必要である。</p> <p>[効果] 維持管理を計画的かつ継続的に実施し、コストの縮減と橋梁の長寿命化を図ることができる。</p> <p>[事業内容] 第三セクターしなの鉄道が経営する「しなの鉄道北しなの線」の利用促進及び安定経営と保護者負担軽減のため、通学定期の一部を支援</p> <p>[必要性] 町内に高等教育機関がなく、多くの学生が鉄道により通学しているため、経済的に余裕がない世帯の学生を支援するために必要である。</p> <p>[効果] 保護者の負担軽減を図り、学生が高等教育を受ける機会の創出が期待できる。</p>	信濃町	
	信濃町地域公共交通事業	<p>[事業内容] 住民の足の確保のため、路線バス及び過疎地域に適したデマンドタクシーによる効率的な公共交通を運行する</p> <p>[必要性] 買物や通院、通学といった住民の日常的な移動のための交通手段の確保が必要である。</p> <p>[効果] 交通手段が確保されることで定住が促進され、持続的発展に資する。</p>	信濃町・ 信濃町地域 公共交通	
	鉄道維持対策事業(しなの鉄道)	<p>[事業内容] 鉄道維持のため、鉄道会社が実施</p>	信濃町・ 民間	





持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	農業集落排水事業	<p>少や施設の老朽化、管理体制の脆弱化等の課題に対応するため、汚水処理施設全体を効率化することが可能となる。</p> <p>施設機能・最適化整備構想策定事業 [事業内容] 農業集落排水施設等劣化状況の調査及び施設機能保全対策等を定めた最適化整備構想の策定 [必要性] 人口減少による使用料収入の減少が見込まれる中、老朽化する管渠や施設の安全の確保を計画的に行う必要がある。 [効果] 戦略的な維持・修繕及び改築を行うことで建設改良費を平準化し良質な下水道サービスを持続的に提供することが可能となる。</p>	信濃町	
	都市計画マスタープラン見直し事業	<p>[事業内容] 平成 27 年度に策定したプランを、PDCAサイクルにより5年ごとに見直しを行う [必要性] 都市計画法に基づき計画を策定 [効果] 町の将来像を見据えて計画的な都市計画施設の整備を行い生活環境の向上が図られる。</p>	信濃町	
	空き家対策	<p>[事業内容] 空き家対策特別措置法に基づき、空き家対策計画の策定を行い生活環境の保全、空き家の活用を図る [必要性] 空き家が適正に管理されていない</p>	信濃町	



持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	不採算地区医師確保事業 (医師募集費用)	<p>[事業内容] 地域医療を推進する医師を確保するための募集に係る費用</p> <p>[必要性] 人材の安定的な確保が必要である。</p> <p>[効果] 医師の確保により、地域医療体制の充実が図られる。</p>	信濃町	
8 教育の振興	小中一貫教育推進事業	<p>[事業内容] 質の高い教育環境づくりに向け、小中一貫教育推進に必要な講師を配置する</p> <p>[必要性] 4・5区分による学びの充実、5年生からの教科担任制の導入、一人一人のニーズに応じたきめ細かな学習支援の充実など独自の小中一貫教育を行い、町の将来を担う児童生徒を育成するため。</p> <p>[効果] 義務教育学校として、特色ある小中一貫教育と質の高い教育環境を整備することができる。</p>	信濃町	
	教材費等購入費負担軽減事業	<p>[事業内容] 人口増プロジェクトに位置付けられた、義務教育期間中の家庭負担の軽減を図るための教材費等の購入費用</p> <p>[必要性] 子育て世帯への独自の経済支援の充実を図る必要があるため。</p> <p>[効果] 信濃小中学校の教材費(学級費)を無償化し、保護者負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てられる環境整備を推進す</p>	信濃町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		ることができる。		
9 集落の整備	地域活動支援事業	<p>[事業内容] 集落（地域）が自主的かつ主体的に活動する事業の一部を助成</p> <p>[必要性] コミュニティ組織を活性化するため支援する必要がある。</p> <p>[効果] 地域の連帯感が高揚することで地域活性化が図られる。</p>	信濃町	

信濃町過疎地域持続的発展計画

(令和3年9月2日初版発行)

(令和3年9月22日改訂版)

(令和4年3月23日改訂版)

(発行) 長野県上水内郡信濃町

(編集) 信濃町 総務課

〒389-1392

長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2

TEL 026-255-3111 FAX 026-255-6103

E-mail : kikaku@town.shinano.lg.jp